

第2次茨木市人権施策推進計画 (改定版)

【案】

令和5年（2023年）年2月作成



目 次

第1章 計画の改定にあたって	1
1 計画改定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
第2章 人権施策の現状と課題	3
1 人権をめぐる社会的な動向.....	3
2 本市における取組.....	8
3 市民意識調査からみた課題.....	10
4 近年の社会情勢を踏まえた施策課題.....	18
第3章 計画の基本理念と取り組むべき主要課題	19
1 計画の基本理念.....	19
2 人権課題への取組に共通する基本方針.....	19
3 取り組むべき主要課題と施策の方向性.....	21
第4章 人権行政の推進 — 市行政の基盤としての人権施策	50
1 人権意識の高揚を図るための施策.....	50
2 人権擁護に関する施策.....	55
第5章 計画の推進にあたって	58
1 計画の推進体制.....	58
2 計画の評価と進行管理.....	60
資料編	61
1 茨木市人権尊重のまちづくり条例.....	61
2 茨木市人権尊重のまちづくり審議会規則.....	63
3 茨木市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿.....	65
4 策定経過.....	66
5 用語説明.....	67

本文中、※印を付した用語の解説は、巻末の資料編「用語説明」に記載しています。

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

茨木市（以下「本市」という。）では、憲法が定める基本的人権尊重の精神に基づき、また、人権に関する国際社会の潮流や国・大阪府等の動向を踏まえながら、まちづくりの指針である「茨木市総合計画」において、人権を市政の重要課題の一つとして位置づけ、さまざまな取組を進めてきました。平成27年（2015年）には、法制度の改正や市民意識の変容等を反映し、今日の社会状況に適切に対応できる人権施策のさらなる充実をめざして、「第2次茨木市人権施策推進基本方針」を策定し、平成29年（2017年）には「第2次茨木市人権施策推進計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、各種施策の推進を図ってきました。

しかしながら、人権を取り巻く環境の変化は大きく、近年では、SNS等インターネット上のプライバシーの無断掲示、誹謗中傷などの問題や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って生じたさまざまな偏見や差別など、新たな人権課題が生じています。また、障害者でありかつ女性である場合等に生じる複合差別※の問題など、人権問題は複雑化、多様化、複合化しています。

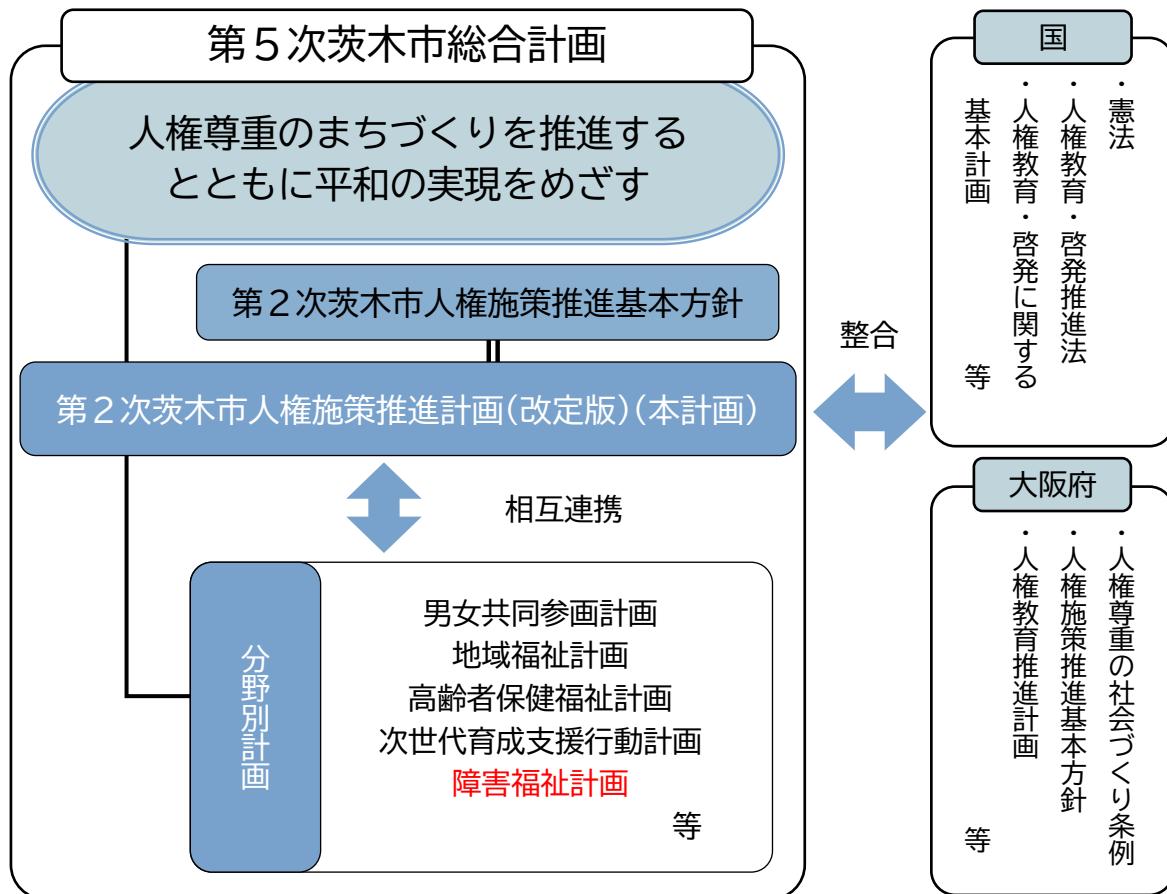
これらの状況を踏まえ、本市が令和3年（2021年）度に実施した「茨木市人権問題に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）の結果と、第2次計画の取組の成果・課題を踏まえつつ、国際社会の潮流や国・大阪府等の動向との整合性を図りながら、すべての行政分野において、引き続き、市民とともに人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画として「第2次茨木市人権施策推進計画（改定版）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第5次茨木市総合計画」の分野別計画として、人権施策の推進やその方向性を定めるものです。第5次総合計画においては、「まちづくりを進めるための基盤」として「人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす」と位置づけていることから、本計画もすべての行政分野にまたがる基盤としての性格を有しており、本市全体としての人権施策を推進する方向性を示すものとなっています。

策定にあたっては、憲法及び「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)をはじめとする人権にかかわる法制度や国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、また、大阪府の「人権尊重の社会づくり条例」、「人権施策推進基本方針」及び「人権教育推進計画」などとの整合性を図るとともに、本市における男女共同参画、高齢者、子ども、障害者等に関する分野別計画との相互連携を図っています。

本計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は、国の法制度や社会経済情勢などを踏まえ、平成29年度（2017年度）を計画初年度とする第2次計画を改定し、令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4年間を計画の期間とします。

第2章 人権施策の現状と課題

1 人権をめぐる社会的な動向

(1) 國際的な動向

20世紀に人類は二度にわたる世界大戦において多数の犠牲者を出したことにより、平和と人権尊重の大切さを学びました。このような経験を通じて国際連合（以下「国連」という。）は、人類社会のもっとも基本的なルールである人権保障のための国際的な基準として、「世界人権宣言」を昭和23年（1948年）の総会で採択しました。

この「世界人権宣言」をより実効あるものとするため、国連はその後も「国際人権規約」（昭和41年（1966年））をはじめ「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）（昭和40年（1965年））、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）（昭和54年（1979年））、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）（平成元年（1989年））、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）（平成18年（2006年））などの人権に関する条約を採択するとともに、「国際人権年」（昭和43年（1968年））、「国際女性（婦人）年」（昭和50年（1975年））や「国際障害者年」（昭和56年（1981年））、「国際識字年」（平成2年（1990年））等の国際年を定めて重要な人権課題についての集中的な取組を展開するなど、国際的な人権保障に努めてきました。

こうした中、国連は、平成27年（2015年）年に「持続可能な開発目標」（SDGs）を中心とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、貧困の解消やジェンダー平等の実現、不平等の是正等の目標が掲げられました。

また、人権教育については、平成6年（1994年）の総会において平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議を行い、人権を普遍的な文化として構築していくための目標や具体的な実施プログラムを盛り込んだ「人権教育のための国連10年行動計画」を採択しました。

平成16年（2004年）には「人権教育のための国連10年」の終了を受け、全世界規模で人権教育をさらに発展させるために、「人権教育のための世界計画」が採択され、初等中等教育に焦点を当てた第1フェーズ行動計画（平成17年（2005年）～平成21年（2009年））、高等教育における人権教育及び教育者、公務員、法執行者、軍隊への人権教育プログラムに焦点を当てた第2フェーズ行動計画（平成22年（2010年）～平成26年（2014年））、第1・第2フェーズの取組の強化及びメディア・ジャーナリストへの人権教育に焦点をあてた第3フェーズ行動計画（平成27年（2015年）～令和元年（2019年））の取組が進められ、第4フェーズ行動計画（令和2年（2020年）～令和6年（2024年））では、青少年への人権教育を強化し、包摂的で平和な社会を築くことを目的として、平等、人権及び非差別、包摂、並びに多様性の尊重に関する教育及び研修に特に重点が置かれています。

また、第4フェーズ行動計画では、SDGsの目標4.7「2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。」と連携させるとしています。

(2) 国内の動向

国内における人権問題への取組は、部落差別をなくす運動をはじめ、女性差別や障害者差別への反対運動など、人権問題の当事者が声をあげ、社会に働きかけてきたことが、個別の課題についての公的な取組を導いてきました。

全般的な人権問題・人権教育への取組としては、平成8年（1996年）12月に5年間の時限立法として、人権擁護に関する施策を推進するための「人権擁護施策推進法」が制定され、平成9年（1997年）7月には「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。さらに、平成12年（2000年）12月には差別解消のために人権教育・啓発の推進を国や自治体の責務として位置づけた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）が施行されるなど、人権思想の普及と人権の確立に向けた取組が進められています。

分野別の人権施策についても、それぞれ個別法や計画の整備が進められており、主なものでも、「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）（平成12年（2000年））、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）（平成17年（2005年））、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）（平成23年（2011年））、「いじめ防止対策推進法」（平成25年（2013年））等が挙げられ、平成28年（2016年）には、差別解消を目的とする、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」（障害者差別解消法）（令和3年（2021年）5月改正）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）の、いわゆる人権3法が施行され、令和元年（2019年）5月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ民族支援法）が施行されました。

さらに、新型コロナウイルス感染症に対応するため、令和3年（2021年）2月には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、感染者や医療従事者、その家族等の人権が尊重され、差別的取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

また、令和3年（2021年）4月には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が改正され、インターネット上の誹謗中傷等による権利侵害について、より円滑に被害者救済を図ることを目的として、発信者情報開示について新たな裁判手続が創設されるなど、制度的な見直しが行われました。

さらに、インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっていることを契機として、誹謗中傷全般に対する非難が高まり、誹謗中傷を抑止すべきとの国民の意識が高まっていることを背景に、令和4年（2022年）6月に公布された「刑法等の一部を改正する法律」では、侮辱罪の法定刑の引上げに係る規定が定められ、同年7月に施行されました。

令和4年（2022年）6月には、子どもの権利を包括的に定めた「こども基本法」が成立し、憲法と「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）に基づいた子どもの権利を守るために基本的施策が定められました（令和5年（2023年）4月施行）。

主な人権関係法

分野	名称(略称)	制定年
人権全般	人権擁護委員法	昭和24年(1949年)
	社会福祉法	昭和26年(1951年)
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (人権教育・啓発推進法)	平成12年(2000年)
男女	売春防止法	昭和31年(1956年)
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)	昭和47年(1972年)
	男女共同参画社会基本法	平成11年(1999年)
	ストーカー行為等の規制等に関する法律 (ストーカー規制法)	平成12年(2000年)
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	平成13年(2001年)
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	平成27年(2015年)
	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	平成30年(2018年)
子ども・若者	児童福祉法	昭和22年(1947年)
	母子及び父子並びに寡婦福祉法(母子及び寡婦福祉法)	昭和39年(1964年)
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童買春禁止法)	平成11年(1999年)
	児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)	平成12年(2000年)
	子ども・若者育成支援推進法	平成21年(2009年)
	子ども・子育て支援法	平成24年(2012年)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律 (子どもの貧困対策法)	平成25年(2013年)
	いじめ防止対策推進法	平成25年(2013年)
	こども基本法	令和4年(2022年)
高齢者	老人福祉法	昭和38年(1963年)
	介護保険法	平成9年(1997年)
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)	平成17年(2005年)
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)	平成18年(2006年)

分野	名称(略称)	制定年
障害者	身体障害者福祉法	昭和 24 年(1949 年)
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (精神保健福祉法)	昭和 25 年(1950 年)
	知的障害者福祉法	昭和 35 年(1960 年)
	障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)	昭和 35 年(1960 年)
	障害者基本法	昭和 45 年(1970 年)
	発達障害者支援法	平成 16 年(2004 年)
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	平成 17 年(2005 年)
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)	平成 23 年(2011 年)
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法) (令和 3 年(2021 年)5 月に改正)	平成 25 年(2013 年)
部落差別 (同和問題)	部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法)	平成 28 年(2016 年)
外国人	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)	平成 28 年(2016 年)
個人情報	個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)	平成 15 年(2003 年)
インターネット	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法) (令和 3 年(2021 年)4 月に改正)	平成 13 年(2001 年)
	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ被害防止法)	平成 26 年(2014 年)
性的マイノリティ(セクシュアル・マイノリティ)	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害特例法)	平成 15 年(2003 年)
ホームレス	生活保護法	昭和 25 年(1950 年)
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (ホームレス自立支援法)	平成 14 年(2002 年)
	生活困窮者自立支援法	平成 25 年(2013 年)
疾病	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 (ハンセン病問題基本法)	平成 20 年(2008 年)
	新型インフルエンザ等対策特別措置法 (令和 3 年(2021 年)2 月に一部改正)	平成 24 年(2012 年)
犯罪被害者	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(犯罪被害者保護法)	平成 12 年(2000 年)
	犯罪被害者等基本法	平成 16 年(2004 年)
アイヌの人々	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)	平成 9 年(1997 年)
	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ民族支援法)	平成 31 年(2019 年)
刑を終えて出所した人	再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)	平成 28 年(2016 年)
人身取引	人身保護法	昭和 23 年(1948 年)

(3) 大阪府の動向

大阪府では、平成 10 年（1998 年）10 月に、人権尊重の大切さを示し、大阪府の人権施策を進める枠組みをつくり、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が制定され、平成 13 年（2001 年）年 3 月、条例の具体化のために、「大阪府人権施策推進基本方針」が策定されました（令和 3 年（2021 年）12 月改正）。その後、基本方針に沿って人権意識の高揚を図るための施策を総合的に推進するため、「大阪府人権教育推進計画」が平成 17 年（2005 年）3 月に策定されました（令和 4 年（2022 年）9 月改定）。

また、平成 27 年（2015 年）10 月には、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、差別の未然防止、個別事案の適切な解決を目的とした「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」が策定されました（令和 4 年（2022 年）7 月改訂）。

平成 28 年（2016 年）4 月には、障害を理由とする差別のない、ともに生きる大阪の社会をめざし、「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」（大阪府障がい者差別解消条例）が施行され（令和 3 年（2021 年）4 月一部改正）、令和元年（2019 年）10 月には、複雑多様化する人権課題に的確に対応し、国際都市にふさわしい環境整備を図り、すべての人の人権が尊重される社会を実現するため、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が改正されました。同年 10 月には、性の多様性を尊重し、すべての人が自分らしく生きることができる社会を実現するために、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」（大阪府性の多様性理解増進条例）が施行され、同年 11 月には、ヘイトスピーチ※をなくし、すべての人がお互いに違いを認めあい、尊重しあう共生社会づくりをめざして、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例）が施行されました。

令和 4 年（2022 年）4 月には、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることをめざし、「大阪府インターネット上の誹謗中傷及び差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が施行されています。

2 本市における取組

(1) これまでの取組の経過

本市では、憲法が定める基本的人権尊重の精神に基づき、また人権に関する国際社会の潮流や国・大阪府等の動向を踏まえながら、まちづくりの指針である「茨木市総合計画」において人権を市政の重要課題の一つとして位置づけ、さまざまな取組を進めてきました。

平成元年（1989年）12月には、人権啓発の重要性を訴え、社会意識の変革を進めるために「茨木市人権啓発基本方針」を策定し、部落差別（同和問題※）をはじめとするさまざまな人権問題に関する市民啓発として、講演会や研修会、学習会等に取り組んできました。

また、すべての人々の人権が尊重・擁護され、差別のない社会形成を願って、平成7年（1995年）3月に「人権擁護都市宣言※」を行うとともに、平成10年（1998年）11月には、「人権教育のための国連10年茨木市行動計画」を策定し、これらの宣言や計画に基づいて「豊かな人権文化の創造」をめざし、市民が人権問題について深く理解し、人権尊重の精神を身につけて日常生活や職場等で実践できるよう、人権教育・啓発に努めています。

さらに、平成10年（1998年）12月には、「世界人権宣言」50周年という節目の年にあたって「茨木市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、本市が人権という普遍的文化の創造に努めることをうたっています。

このような経緯のもと、平成16年（2004年）には、「人権教育のための国連10年茨木市行動計画」の後継として、本市における人権施策をさらに充実・推進していくための指針として、「茨木市人権施策推進基本方針」を策定。また、本方針を具体化するため、平成17年（2005年）に「茨木市人権施策推進計画」を策定し、人権施策の推進を図ってきました。

さらに、平成27年（2015年）には、法制度の改正や市民意識の変容等を反映し、今日の社会状況に適切に対応できる人権施策のさらなる充実をめざして、「第2次茨木市人権施策推進基本方針」を策定しています。

また、同じく平成27年（2015年）に策定された、「第5次茨木市総合計画」においては、まちづくりを進めるための基盤の一つとして、「人権尊重のまちづくりの推進と平和の実現」、「男女共同参画社会の実現」を位置付けており、人権が本市行政のあらゆる場面において、常に意識され、尊重されるとともに、その実現に向けて取り組むこととしています。

平成29年（2017年）には、第2次計画を策定し、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進しています。

平成30年（2018年）3月には、障害のあるなしにかかわらず、お互いの人権や尊厳が大切にされ、支え合う「共に生きるまち茨木」を実現するため、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりの推進について定めた「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定しました。

令和4年（2022年）5月には、「茨木市SDGs推進ガイドライン」を定め、誰もが安全で安心、健やかに暮らすことができ、一人ひとりが「豊かさ・幸せ」を実感できる「次なる茨木」へ向けた施策を推進しており、人権施策においてもSDGsの理念を取り入れ、SDGsの達成に寄与する取組を進めています。

また、令和4年（2022年）7月には「性の多様性を尊重するまちづくり宣言」（LGBTフレンドリー宣言）を行い、多様な生き方を理解し、互いの人権を尊重し合い、誰もが幸せを実感しながら自分らしく暮らすことのできる「次なる茨木」に向けて、性の多様性についての理解促進や性的マイノリティ※（セクシュアル・マイノリティ）の支援に取り組むことを宣言しました。

（2）第2次計画の取組の評価と課題

本市では、平成27年（2015年）に策定した「第2次茨木市人権施策推進基本方針」及び平成29年（2017年）に策定した第2次計画に基づき、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざし、人権行政の視点から本市行政の各部門や教育機関、その他関係機関等と連携し、人権教育・啓発に取り組んできました。

第2次計画の施策については、毎年度各担当課が事業実施状況において自己評価を行っています。全体としては、概ね順調に事業を推進できており、新たに顕在化してきた人権課題も含め、今後も継続して本市行政の各部門や教育機関、その他関係機関等と連携し、引き続き取組を推進する必要があります。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、講演会やイベント、研修会等について従来の形態での実施が難しい状況が続き、多くの事業で内容の見直しや規模縮小を行う必要が生じています。今後は、新型コロナウイルス感染症との共存時代を見据えた「新しい生活様式」に対応するなど、社会情勢や時代のニーズに合った方法で、人権教育・啓発に取り組む必要があります。

また、人権問題が複雑化、多様化、複合化していることから、相談員の資質の向上と、個別の人権問題についての相談機関をきめ細かく周知していく必要があります。今後は、あらゆる人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談機関と連携強化に取り組み、地域における相談ネットワークをより充実させていく必要があります。

3 市民意識調査からみた課題

第2次計画の改定にあたり、市民意識の変容や実態を明らかにし、計画の改定に必要な基礎資料を得ることを目的として、市民意識調査を実施しました。

ここでは、市民意識調査の結果からうかがえる本市の人権行政の課題を考察します。

(1) 調査の概要

市民意識調査は、令和4年度（2022年度）の第2次計画の改定にあたり、市民の人権問題に関する意識の実態を明らかにし、本市の人権施策推進の方針・課題を検討するための基礎資料とすることを目的として実施しました。質問内容の作成にあたっては、本市が平成26年度（2014年度）に行った調査や、大阪府が令和2年度（2020年度）に実施した「人権問題に関する府民意識調査」との比較により、本市の状況を明確化することを考慮して、質問を作成しています。

令和3年（2021年）11月11日から同年11月22日までを調査期間とし、本市に居住している18歳以上の個人から無作為に2,000人を抽出して、郵送による配布・回収及びインターネット回答による調査を行いました。有効回答数は975件、有効回答率は48.8%でした。

(2) 基本的な人権問題に関する意識

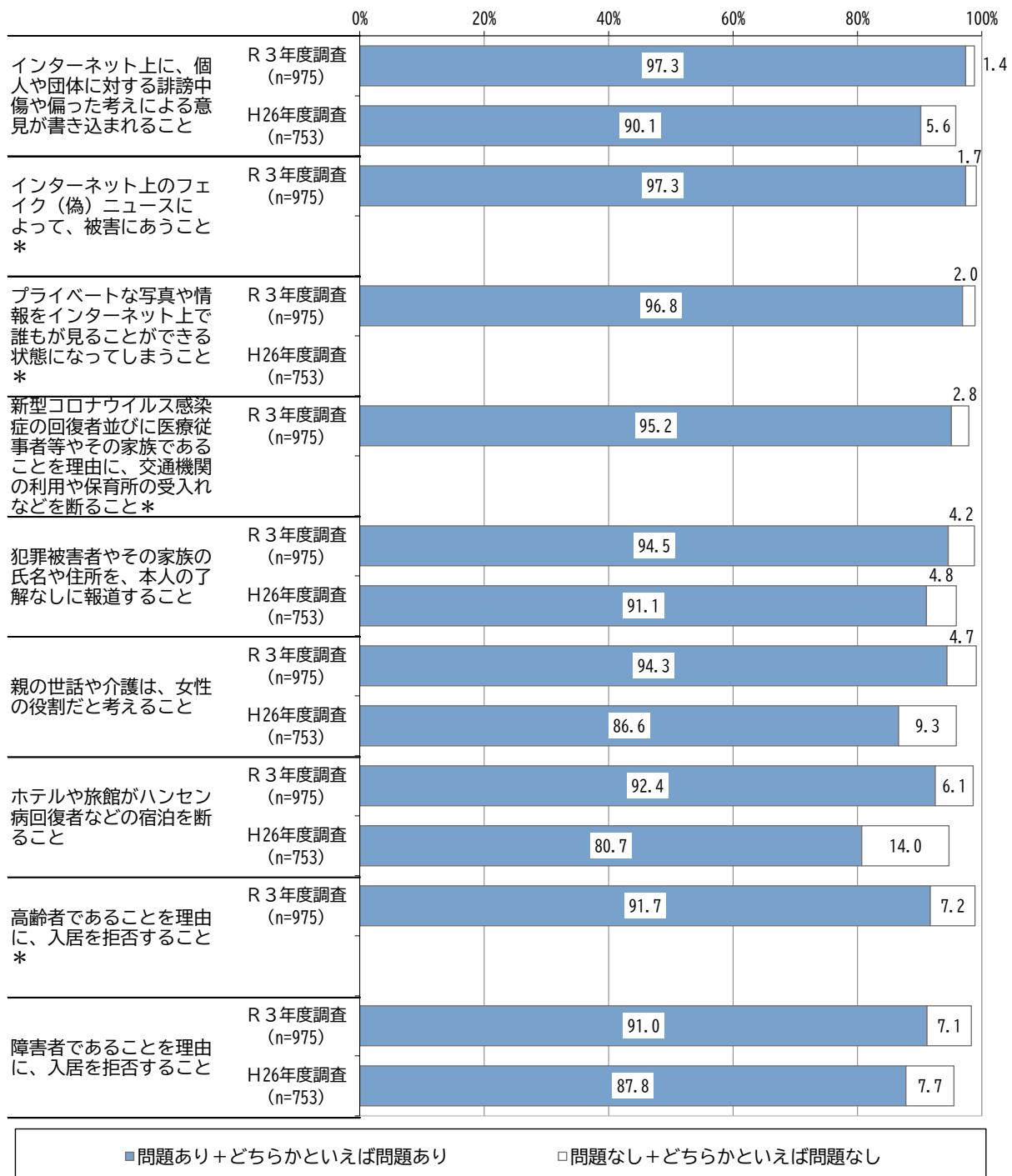
いくつかの人権にかかわる状況について、問題だと思うかどうかを尋ねたところ、インターネットや新型コロナウイルス感染症等、近年注目されているテーマで問題を感じる人が多くなっています。

一方で、「野宿生活者（ホームレス）が生活している公園では、子どもを遊ばせないようにすること」については、「問題あり」、「どちらかといえば問題あり」と回答した割合は合わせて半数に満たず、人権上の問題としてはとらえていない人が多くいることがうかがえます。

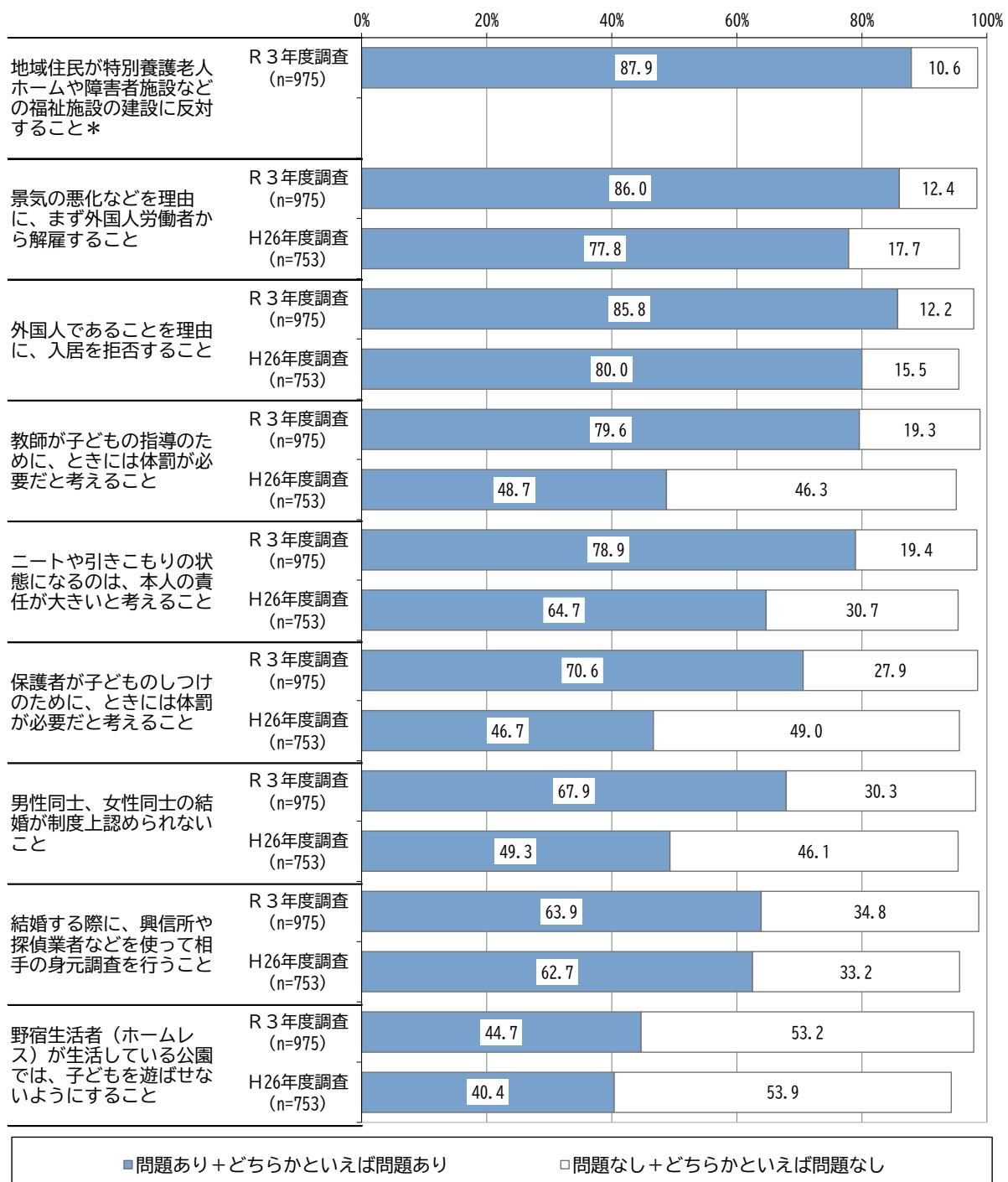
また、本市が平成26年度（2014年度）に行った調査と比較すると、人権にかかわる状況について、人権上の問題を感じる人が多くなっていることがうかがえます。特に、「教師が子どもの指導のために、ときには体罰が必要だと考えること」や「保護者が子どものしつけのために、ときには体罰が必要だと考えること」など、子どもの人権に関するテーマについて、人権上の問題を感じる人の割合が大きく増加しており、「男性同士、女性同士の結婚が制度上認められないこと」や「ニートや引きこもりの状態になるのは、本人の責任が大きいと考えること」、「ホテルや旅館がハンセン病回復者などの宿泊を断ること」についても平成26年度（2014年度）調査より10ポイント以上増加しています。

一方で、「結婚する際に、興信所や探偵業者などを使って相手の身元調査を行うこと」や「野宿生活者（ホームレス）が生活している公園では、子どもを遊ばせないようにすること」について、問題だと思わないと回答した割合は、平成26年度（2014年度）調査より大きな変化はみられません。

基本的な人権問題に関する意識（平成 26 年度調査との比較）



*印の設問については、平成 26 年度（2014 年度）には調査をしていない



*印の設問については、平成 26 年度（2014 年度）には調査をしていない

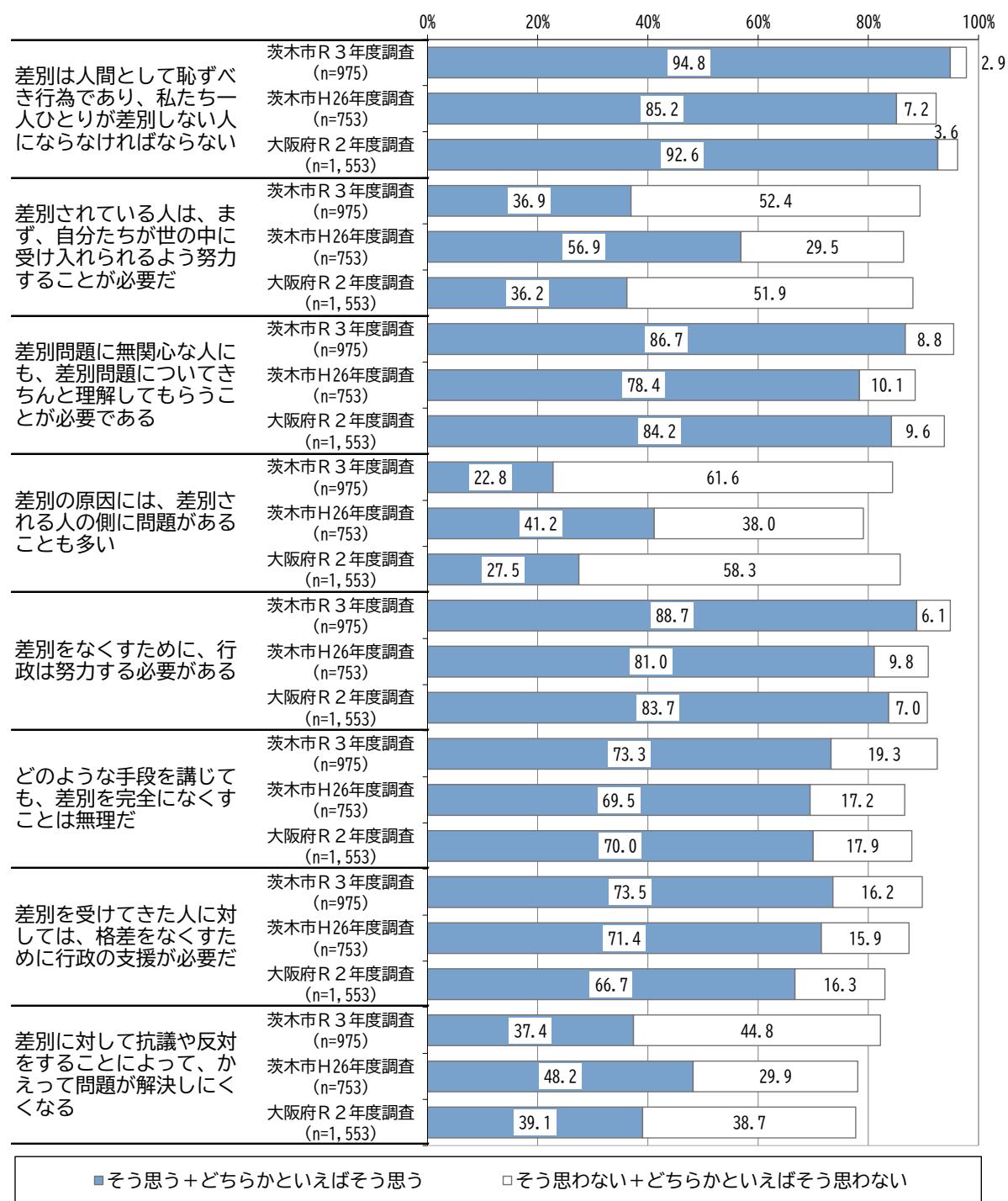
(3) 人権や差別に関する基本的な認識

人権や差別に関する基本的な認識について、「差別は人間として恥すべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない」では、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は合わせて 94.8%で、平成 26 年度（2014 年度）調査の 85.2% より増加しており、大阪府の調査と比較しても人権に関する意識は高い割合になっています。

また、「差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である」では、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は合わせて 86.7% で、平成 26 年度（2014 年度）調査の 78.4% より増加しており、教育・啓発の必要性の認識が深まっていることがうかがえます。

加えて、「差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ」や「差別の原因には、差別される人の側に問題があることが多い」といった差別される側に責任を帰するような考えに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した賛同する意見や、「差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決にくくなる」といった反差別の運動を否定するような考えに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した賛同する意見は、平成 26 年度（2014 年度）調査より減少しています。

人権や差別に関する基本的な認識（平成 26 年度調査・大阪府との比較）



■ そう思う +どちらかといえばそう思う

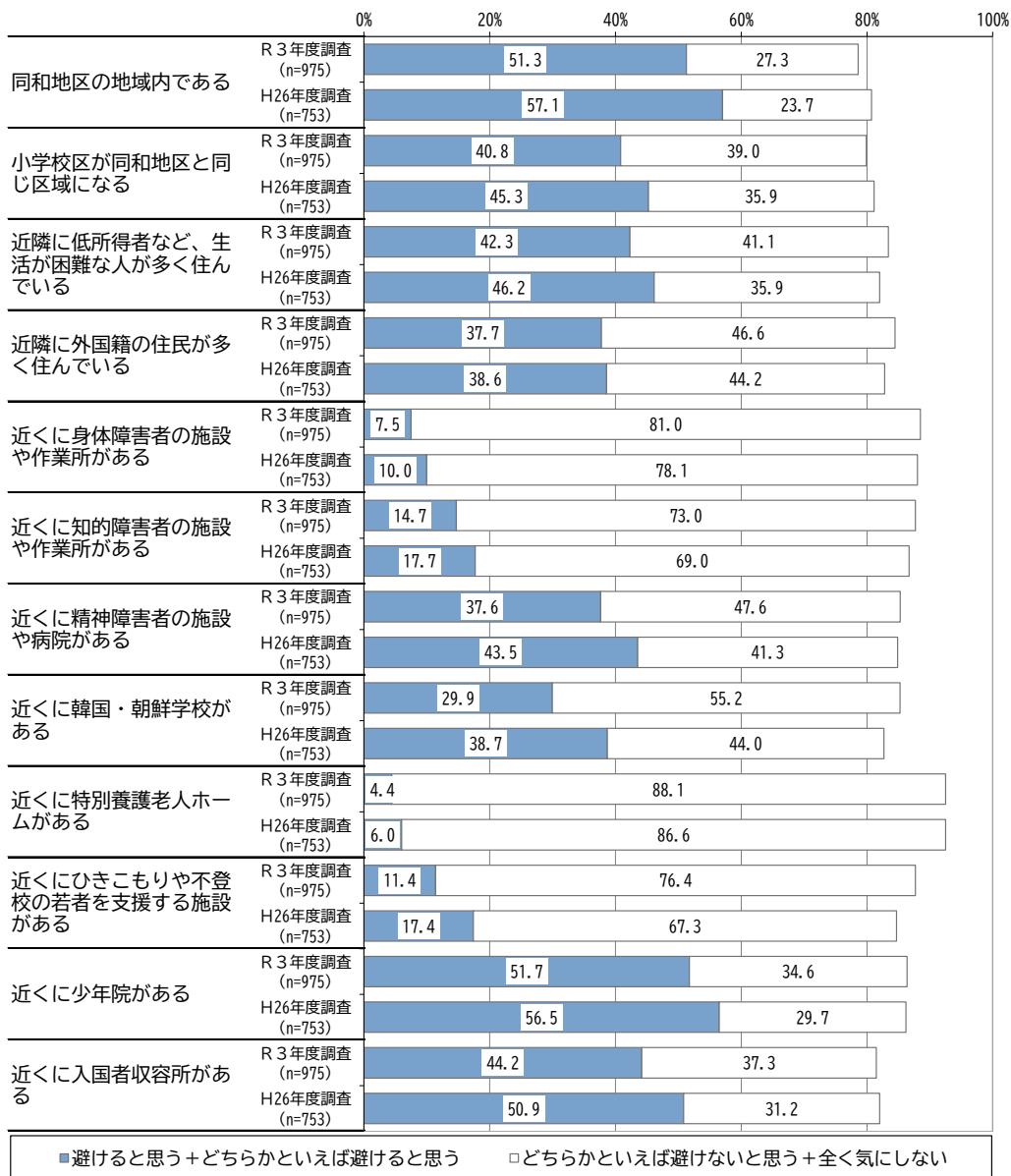
□ そう思わない +どちらかといえばそう思わない

(4) 忌避意識

住居の選択における忌避意識について、「同和地区の地域内である」では、「避けると思う」、「どちらかといえば避けると思う」と回答した割合は合わせて 51.3% となっており、平成 26 年度（2014 年度）調査の 57.1% より減少しているものの、依然として同和地区に対する忌避意識が高い状況です。

また、「近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる」や「近隣に外国籍の住民が多く住んでいる」、「近くに精神障害者の施設や病院がある」、「近くに韓国・朝鮮学校がある」、「近くに少年院がある」、「近くに入国者収容所がある」についても、平成 26 年度（2014 年度）調査より減少しているものの、依然として忌避意識が存在しています。

住宅を選ぶ際の忌避意識（平成 26 年度調査との比較）



(5) 関心のある人権問題

関心のある人権問題について、関心が「非常にある」、「どちらかといえばある」と回答した割合をみると、割合が高い順に「子どもの人権問題」(79.0%)、「高齢者の人権問題」(70.0%)、「インターネットによる人権侵害」(67.3%)、「新型コロナウイルスに関する偏見や差別」(66.8%)、「セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの人権問題」(62.9%)と続いています。

一方、「刑を終えて出所した人の人権問題」(35.3%)、「ホームレスの人権問題」(39.1%)、「HIV感染者、ハンセン病回復者等の人権問題」(40.5%)については、割合は低い状況です。

関心のある人権問題

単位：実数（人）、構成比（%）

		合計	子どもの人権問題	高齢者の人権問題	インターネットによる人権侵害	別、新型 自粛に伴う人権問題 に 関わる偏見や 差	ハセクシユアル・ハラスメントの 人権問題、パワーア・ ハラスメント	女性の 人 権 問 題	障害者 の 人 権 問 題	人 権 問 題	犯罪被害者等の 人 権 問 題	セクシユアルマインド （LGBT） の 人 権 問 題	外国人の 人 権 問 題	ハイストリーチ による 人 権 問 題	部落 差 別 （ 同 和 問 題 ）	HIV 感 染 者 、 ハン セ ン 病 回 復 者 等 の 人 権 問 題	ホ ー ム レ ス の 人 権 問 題	刑 を 終 え て 出 所 し た 人 の 人 権 問 題
全体		975	79.0	70.0	67.3	66.8	62.9	61.3	59.8	58.2	51.8	43.3	42.5	41.5	40.7	40.5	39.1	35.3
性別	女性	556	81.7	72.9	68.5	70.3	64.9	67.9	62.7	59.0	52.1	48.8	41.2	39.2	42.6	41.3	38.7	35.1
	男性	404	76.0	66.4	66.1	61.9	60.4	52.5	56.1	56.9	51.2	36.4	44.5	44.3	37.3	39.3	39.1	35.6
年齢別	18～19歳	17	82.3	58.8	88.2	58.8	58.8	76.5	64.7	52.9	52.9	70.6	64.7	35.3	41.1	41.1	35.2	29.4
	20歳代	95	83.1	60.0	76.9	66.3	70.5	71.6	51.6	61.1	70.5	63.1	45.2	42.1	40.0	38.9	42.1	42.1
	30歳代	126	92.0	75.4	74.6	80.2	77.8	77.8	63.5	71.4	59.6	60.3	50.0	49.2	40.5	46.0	42.0	37.3
	40歳代	168	82.7	66.1	70.2	63.7	64.9	64.3	56.5	62.5	53.5	39.9	35.7	35.1	36.9	38.7	36.3	38.1
	50歳代	160	85.7	82.5	80.7	80.1	75.7	73.8	70.6	66.9	63.8	53.1	53.2	48.8	53.8	53.2	45.6	46.3
	60歳代	148	79.1	72.3	61.5	66.2	59.5	52.0	64.2	47.9	43.3	31.8	37.1	37.8	37.2	33.1	33.1	23.6
	70歳以上	259	64.4	65.2	52.2	54.9	45.5	44.0	54.0	48.6	37.5	29.0	37.8	39.4	37.9	35.9	37.8	30.5

※表中の網掛け■は各クロス集計（性別・年齢別）において最も高い割合を示しています。

※関心が「非常にある」と「どちらかといえばある」の合計を表示

(6) 課題のまとめ

① 人権問題に関する意識

平成 26 年度（2014 年度）に行った調査と比較すると、人権問題への関心が高まり、人権にかかわる状況について、人権上の問題を感じる人が多くなっていることがうかがえました。しかしながら、「保護者が子どものしつけのために、ときには体罰が必要だと考えること」について問題だと思わない回答した割合が 27.9% と、約 4 人に 1 人が保護者による体罰を容認する回答をしていました。子どもの権利を守るために、保護者による体罰等の禁止、体罰等によらない子育て等について周知・啓発を行う必要があります。

また、「結婚する際に、興信所や探偵業者などを使って相手の身元調査を行うこと」について、問題だと思わない回答した割合が 34.8% と、約 3 人に 1 人が身元調査を容認する回答をしていました。身元調査は、プライバシーの侵害や結婚差別、就職差別などの人権侵害につながるおそれがあることについて、啓発活動をさらに推進していく必要があります。

② 人権や差別に関する認識

平成 26 年度（2014 年度）に行った調査と比較すると、人権に関する意識は高まり、教育・啓発の必要性の認識が深まっていることがうかがえました。しかしながら、「差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ」や「差別の原因には、差別される人の側に問題があることが多い」といったいわゆる「被差別者責任論」や、「差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる」といったいわゆる「寝た子を起こすな論」が依然として存在していました。

人権教育において、「被差別者責任論」や「寝た子を起こすな論」における問題点について理解を深める取組が必要です。

③ 忌避意識

住居の選択における忌避意識について、依然として同和地区に対する忌避意識が高くなっていました。加えて、低所得者や外国人等に対する忌避意識についても依然として存在していました。

地域住民が置かれている状況を改善するとともに、地域住民との交流を促進するなど、地域づくりの仕組みを整える必要があります。また、人権教育を通じて忌避意識や偏見（社会的スティグマ※）を解消する取組が必要です。

④ 関心のある人権問題

関心のある人権問題について、自分に身近ではない人権問題に対して関心が低くなる現状がうかがえました。

関心が低い人権問題についても、市民が関心を持ち、正しい知識と認識を深めることができます。継続的に周知・啓発等を行う必要があります。

4 近年の社会情勢を踏まえた施策課題

(1) 新たに取り組むべき人権課題

インターネットを通じた人権侵害の問題は近年深刻化しており、個人や特定の団体に対する誹謗中傷や差別を助長する書き込み、プライバシーに関する情報の無断掲示など、匿名性や情報発信の容易さといったメディアの特性を悪用する事例が多く発生しています。インターネット上での人権侵害行為への対応と被害者の救済を行うとともに、利用者一人ひとりが個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深め、加害者にも被害者にもならないよう、インターネットの適切な利用方法について教育・啓発活動をさらに推進していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷やインターネット上での心ない書き込みなどが多く見受けられています。感染症は誰もが感染しうる病気であることから、正確な情報に基づく冷静な行動と人権への配慮を促す必要があります。

(2) 社会情勢に基づく課題

近年、外国人人口は年々増加し、本市においても、外国人や外国にルーツを持つ住民が増加しており、言葉や文化の違いによる孤立や、居場所が少ないといった状況が課題となっています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が社会的な問題となり、平成28年（2016年）には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、国内でさまざまな取組が進められていますが、依然としてヘイトスピーチが行われている状況です。そのため、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、ともに暮らすことができる多文化共生社会の実現に向けて施策を推進する必要があります。

また、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもであるヤングケアラー^{*}が社会問題化しています。国が平成6年（1994年）に批准した「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）では、18歳未満の子どもを権利を持つ主体と位置づけ、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を定めています。また、SDGsの目標4.1では、「2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ有効な学習成果をもたらす、自由かつ公平で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。」とあります。さらに、「こども基本法」第3条においては、「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。」とあります。子どもの健やかな成長や子どもの権利が阻害されないよう、ヤングケアラーへの支援が求められている状況です。

第3章 計画の基本理念と取り組むべき主要課題

1 計画の基本理念

本計画では、「茨木市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、「茨木市人権施策推進基本方針」及び「第2次茨木市人権施策推進基本方針」で掲げた2つの基本理念を継承します。

- 一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のないまちづくり
- 誰もが個性や能力を生かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

2 人権課題への取組に共通する基本方針

本市における人権施策の現状と課題を踏まえると、人権課題への取組においては、次のような基本方針のもとに行なうことが求められます。

(1) すべての人にとって価値あるものとしての人権意識のかん養

人権とは、決して何か問題を抱えていたり、差別されてたりする人だけの問題ではありません。従来の人権教育・啓発では、差別や人権侵害の実情を訴えてきましたが、それとともに人権の普遍性を伝えることが課題となります。人権が、すべての人にとって価値のあるものであり、すべての人において尊重され、行使できるものとして理解されるよう取り組みます。

(2) 自らと他者の人権の擁護に積極的な態度の育成

市民意識調査の結果からは、人権問題への問題意識は比較的高い一方で、住居の選択における忌避意識に代表されるように、忌避意識、差別意識が根強く残っている状況が見られました。人権問題への取組は、知識や理念の啓発以上に、一人ひとりの意識や行動に働きかけることで、自ら、そして他者の人権擁護について積極的な態度や行動を育むものであることが求められます。

(3) 新しい課題に常に開かれた取組

人権にかかわる課題・問題は、社会・経済情勢や人々の意識の変化に伴い、新しく生起し、変容しています。現在は問題として認識されていなくても、むしろ問題として認識されていないからこそ、深刻な問題が存在しうる可能性を常に意識することが必要です。人権にかかわる取組は、既存の人権課題のみならず、新しい課題に常に開かれたものであることが求められます。

(4) ソーシャル・インクルージョン^{*}の観点からの人権の擁護

だれもが、同じ地域で、自分らしく安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげよう、社会の構成員として包み支え合うソーシャル・インクルージョンの観点から、人権の擁護を人権分野と福祉分野との連携を含む行政全体の課題として取り組みます。人権問題を、地域社会における人権課題の当事者を含む人々のつながりや支え合いの構築という実践的な側面から地域生活課題としてとらえ、すべての人が社会的に排除されることなく、個人として尊重され、その権利が守られる社会づくりをめざします。

3 取り組むべき主要課題と施策の方向性

今日、日本社会において課題とされる人権問題は多岐にわたっており、その歴史的な経緯や現在の状況もさまざまです。その中でも、特に本市が取り組むべき主要な課題として、次の10項目を挙げ、取組の方針と施策の方向性を示します。これらは、第4章の人権行政の推進における各分野においても共有されるべき考え方となっています。

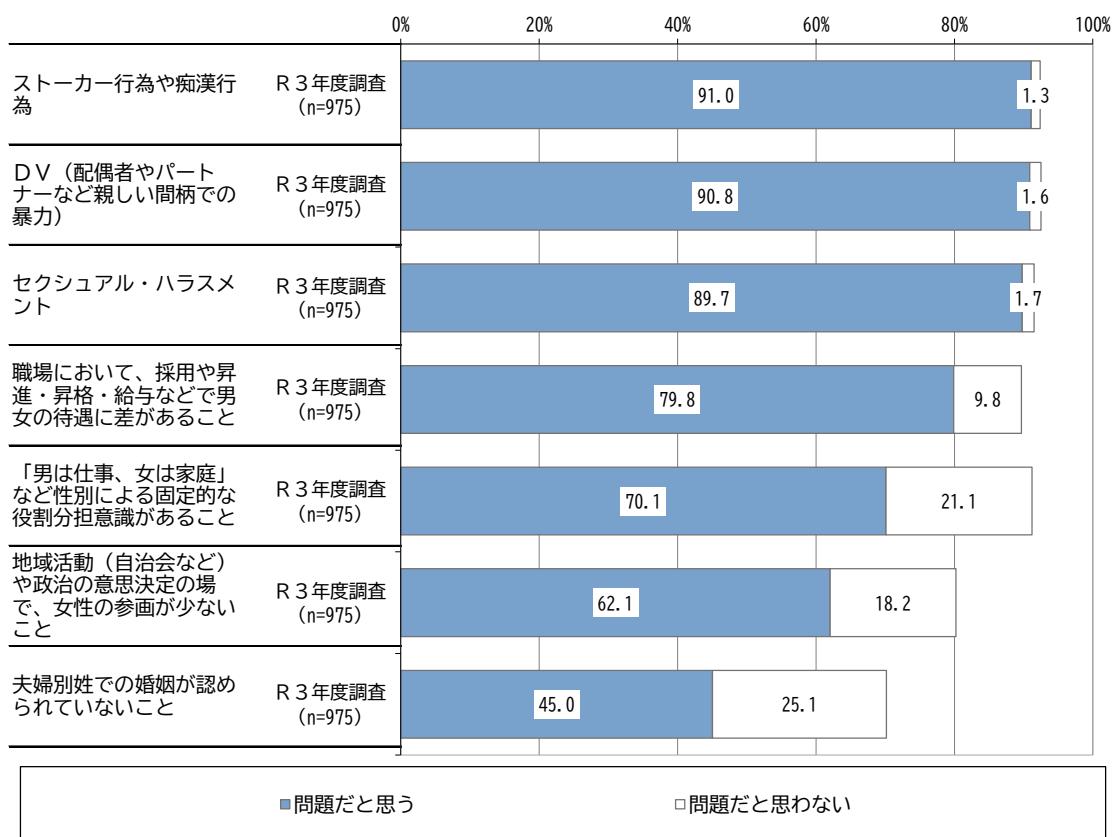
また、人権施策を推進するうえでは、課題分野に共通する問題を横断的に捉え、複合的な困難に対する認識を深めていく必要があります。

(1) 男女共同参画（ジェンダー平等）

■取組の方針

市民意識調査では、女性の人権問題についての考え方として、「男は仕事、女は家庭」など性別による固定的な役割分担意識があること」を問題だと思わないと回答した割合は21.1%となっており、依然として固定的な性別役割分担意識が残っていることがうかがえました。

女性の人権について問題だと思うこと



ジェンダー平等社会の実現に向けては、女性が持っている力を十分に発揮できるようにエンパワメント※を図るとともに、男性においても、男性であることを理由に課せられる重荷や負担を減らすなど、性による差別や、伝統的・固定的な性別役割分担意識を見直していくことが必要です。

ジェンダー平等社会は、性差や伝統的な価値観のすべてを否定するものではありません。むしろ、自分の人生を自由に選択でき、誰にとっても生きやすい社会を追求するものとして、理解され、実践される必要があります。結婚することや子どもを持つこと、家族のあり方や働き方などについて、一人ひとりの状況や選択に応じて、生き方を主体的に選ぶことのできる社会づくりが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、雇用・生活に大きな影響を及ぼし、非正規雇用者の雇止めや解雇、ひとり親の失業率の上昇、家事・育児・介護等の負担感の増加等、ジェンダーに起因する課題が一層顕在化しました。さらに、閉塞感や不安感、外出自粛による在宅時間の増加等により、DV※相談件数が増加する傾向がみられました。

性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮できるよう、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに互いの立場を尊重して協力し合えるよう、男女共同参画（ジェンダー平等）に関する関心と理解を深めていくことが大切です。

■施策の方向性

① ジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革

- 広報誌やホームページを活用した啓発活動を継続的に展開し、性別役割分担意識の解消など、ジェンダー平等社会についての理解を深める取組を進めます。
- 男女共同参画推進の拠点である男女共生センターローズWAMを中心に、ジェンダー平等の考えに基づいた講座、セミナー、フォーラム等を開催し、広く市民に啓発を行います。
- 民間におけるジェンダー平等をめざす取組を支援します。
- 男女共同参画推進団体などに関する情報提供やこれら団体などに対する相談支援を行うとともに、団体相互の連携を働きかけ、団体どうしのネットワークづくりを支援します。また、団体の活動をPRするなど、団体の活動が活性化するよう取り組みます。
- 「いばらきジェンダー平等プラン（第3次茨木市男女共同参画計画）」の進行状況の確認・評価を行い、ジェンダー平等社会の実現をめざします。

② 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

- 女性が本市の政策・方針決定の場へ参画し、女性の意見や考えを反映させていくことができるよう、引き続き審議会などの女性委員比率の向上をめざします。その際、障害者や外国人といったマイノリティの女性の意見が反映されるよう努めます。

- 本市の組織において、女性職員の管理職への積極的な登用を進めるとともに、そのための条件整備を行い、評価・昇進において女性が不利にならない環境を整備します。
- 地域活動に貢献できる女性リーダーの育成を図ります。

③ 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進

- 職場におけるセクシュアル・ハラスメント※、マタニティ・ハラスメント※等の防止を図るよう、企業・事業者等に対して働きかけるとともに、本市においてもハラスメント防止対策を推進します。
- 企業や事業者に対して、育児・介護休業制度など仕事と家庭の両立を支援する制度の普及・啓発を図ります。
- 誰もが働きやすい環境の整備を図るため、適正な労働条件の確保などの啓発に努めます。
- 男性の育児休業の取得を奨励し、ワーク・ライフ・バランス※（仕事と生活の調和）の確保に努めます。

④ 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備

- 相談・支援にあたっては、ジェンダー平等の視点を確保し、さまざまな困難を抱える人々に問題解決のために必要な支援を行います。
- 適切な支援が行えるよう、相談員の専門性の向上と関係部局・機関との連携の強化に努めます。
- DV、ハラスメントやリベンジポルノ※等の人権侵害からの救済については、相談窓口と各種専門機関との連携を強化し、適切な救済の措置が図られるよう体制整備に努めます。また、「茨木市配偶者暴力相談支援センター」では、DVやストーカー行為等の被害者支援等を行います。
- リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※（性と生殖に関する健康と権利）についての啓発など、心身の健康に関する学習機会の提供に努めます。

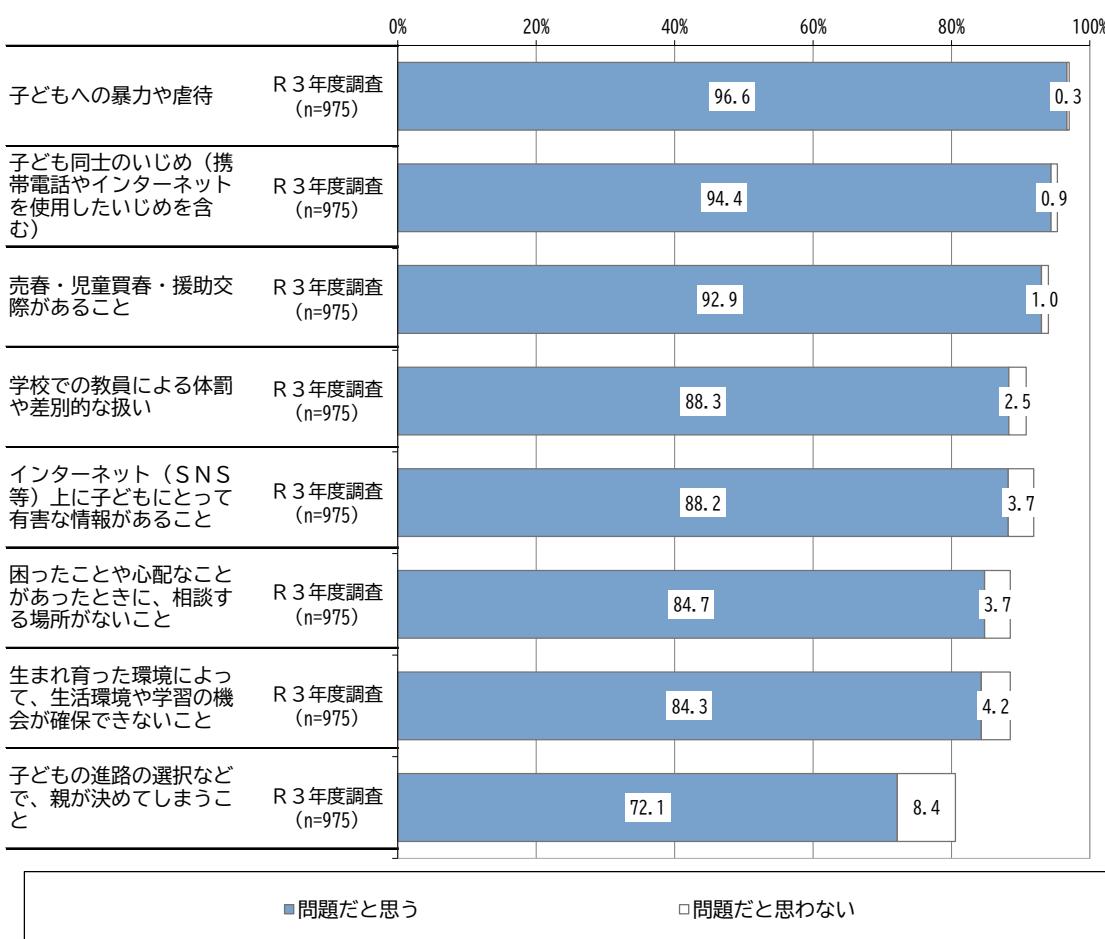
(2) 子ども・若者の問題

■取組の方針

子どもの人権問題は、社会環境の著しい変化に伴って複雑化、多様化、複合化する傾向にあります。

市民意識調査では、子どもの人権問題についての考え方として、「子どもへの暴力や虐待」を問題だと思うと回答した割合が96.6%で最も高くなっていました。次いで「子ども同士のいじめ（携帯電話やインターネットを使用したいじめを含む）」、「売春・児童買春・援助交際があること」の順に高く、いずれも9割を超えていました。

子どもの人権について問題だと思うこと



平成28年（2016年）には、「児童福祉法」が改正され、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と子どもの権利が明記されました。また、令和元年（2019年）6月にも改正が行われ、しつけであるかを問わず、保護者による体罰等の禁止が明確化されました。しかしながら、児童虐待に関する相談対応件数は増加を続けており、子どもの生命が危険にさらされる事件も後を絶ちません。

児童虐待は、子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与え、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子どもに対する最も重大な権利侵害であることから、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

また、いじめや不登校、ひきこもり、ヤングケアラーについては、問題そのものが子どもどうしの関係や家庭内の出来事として潜在化しやすい側面があり、周囲の大人の意識を高めていくことや、子ども自身のエンパワメントが欠かせません。子ども自身が自らの権利を学ぶ人権教育の充実や子ども自身が相談できる窓口の整備も必要です。

さらに、子ども・若者の貧困問題は、ひとり親家庭などの社会的・経済的に弱い立場にある子どもに集中的に表れており、家庭の経済力による教育機会の格差も大きな問題となっています。若い世代における非正規雇用率の増加により、労働条件の格差が広がっており、そのことが若者の貧困、そして貧困の連鎖にもつながっています。

その他にも、スマートフォンの急速な普及に伴い、児童買春や児童ポルノなどの被害が増加傾向にあります。

令和4年（2022年）に成立した「こども基本法」では、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）の4原則である「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」に基づき、子どもの権利を守るために基本的施策が定めされました。

子どもの人権を守るためにには、子どもの権利についての関心と理解を深め、子どもを一人の人間として尊重し、複雑化、多様化、複合化する子どもが抱える問題の背景を社会全体でしっかりと捉え、一体となって解決に取り組んでいくことが大切です。そのため、社会全体で子どもの人権問題についての関心と理解をさらに深めていく必要があります。

■施策の方向性

① 子どもの権利に関する啓発の推進

- 子どもの権利と児童福祉の理念の周知を図るとともに、子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図る取組を推進します。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員※など関係者との連携のもと、子育て講演会や各種相談活動を通して、子どもの人権についての意識向上に向けた啓発活動を行います。
- 保育所（園）、幼稚園、認定こども園等において、園児どうしの多様な交流活動を通じて人権尊重の教育の推進に努めるほか、子どもだけでなく、保護者への啓発活動を充実します。
- 保育所（園）・幼稚園・学校・児童養護施設等の教職員をはじめとする子どもにかかわる専門職を対象とした研修・啓発に取り組みます。

② 児童虐待防止の推進

- 地域や関係機関と連携し、児童虐待の未然防止や早期発見のための啓発活動など要保護児童等の支援を推進します。
- 体罰等によらない子育てについて周知・啓発に努めます。

③ 子ども自身が利用できる相談窓口等の情報提供

- いじめや虐待等の人権侵害からの救済について、子ども自身が利用できる相談窓口や支援者・支援制度等に関する情報提供を行います。

④ 子ども・若者の安全な居場所づくり

- 放課後や休日に自由につどい、遊び、地域住民と交流できる居場所や、障害のある児童・生徒やその保護者が地域で交流できる居場所づくりを進めます。
- 放課後子ども教室等を通じて、放課後や週末などの子どもの安全な遊び場の確保や子どもどうしの交流機会の拡充に努めます。
- 子どもの居場所づくりにかかわるボランティアや職員に対する研修の充実を図ります。
- 子ども・若者の安全・安心な居場所として、また、多様な体験活動や交流の場として開設している「ユースプラザ」において、子ども・若者とその保護者の問題の早期発見・解決につなげるため、本人や保護者の相談窓口の充実と地域における関係機関とのネットワークの強化を図ります。

⑤ 子どもの貧困対策

- 子どもの貧困対策計画を包含した「茨木市次世代育成支援行動計画」に基づき、分野ごとに設定した子どもの貧困に関する指標の改善に向けて、関係各課が教育や生活の支援のための事業を実施します。
- 生活困窮世帯やひとり親家庭等に対する自立生活のための支援などに取り組みます。
- スクールソーシャルワーカー（SSW）※やスクールカウンセラー（SC）※の配置等を通じて、支援を必要とする子どもの発見と福祉分野等と連携した支援の取組を充実させます。

⑥ ヤングケアラーへの支援

- 令和4年（2022年）に実施したヤングケアラーに関する実態調査結果に基づき、学校と連携し、早期にヤングケアラーを発見し、実態を把握することで、適切な支援策につなげるよう取組を推進します。また、ヤングケアラーの認知度を向上させる取組を進めます。

⑦ 学校教育における人権教育の推進と生徒指導体制の充実

- すべての教育活動を子どもの人権を尊重する視点で行い、教育を受ける機会や学習する権利を保障するとともに、教職員の人権意識・人権感覚の向上に努めます。
- いじめ等の権利侵害の問題は、「どの学校でも、どの子にも起こりうる」との認識を教職員が持ち、児童・生徒の小さな変化を見抜く力を育むとともに、いじめの早期発見・早期解決に学校全体で取り組みます。
- 子どもの権利が最大限尊重されるよう、必要に応じて各種の専門機関と連携できる体制整備を進めます。

⑧ 社会教育における人権教育の推進

- 地域教育や家庭教育の場において人権に関する研修会等を実施し、社会・学校・家庭などにおける様々な人権問題について理解を深め人権意識を高めるための人権教育を推進します。

⑨ いじめ等の権利侵害に対する支援体制の充実

- いじめは、子どもが教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与え、最悪の場合命を落とすことがあります。「茨木市いじめ防止基本方針」に基づき、学校において、いじめの早期発見・早期対応に徹し、いじめ防止等のための対策を推進します。
- いじめ・虐待等の権利侵害に対する相談について、子ども自身や周囲の大人が利用できる相談窓口を設置します。また、権利侵害からの救済の手段について、広く周知し、市民の理解促進を図ります。
- インターネットや携帯電話・スマートフォンの利用が急速に普及する中、インターネット上などで保護者や教職員が気づかないところで誹謗中傷を受けるいじめなどを防止するため、情報モラルや利用マナーの普及・啓発を図るとともに、事象が発生した場合には関係機関・団体と連携した問題解決を進めます。

⑩ 教育の機会均等と家庭教育の支援

- すべての市民に平等に教育の機会の保障を図るとともに、困難を抱える子どもや家庭への支援に取り組みます。

⑪ 若者の自立支援

- ひきこもり、ニート、不登校などさまざまな課題を抱える若者が、就労・修学等の社会参加ができるよう、自立に向けた支援を行います。

⑫ 若者の就労支援

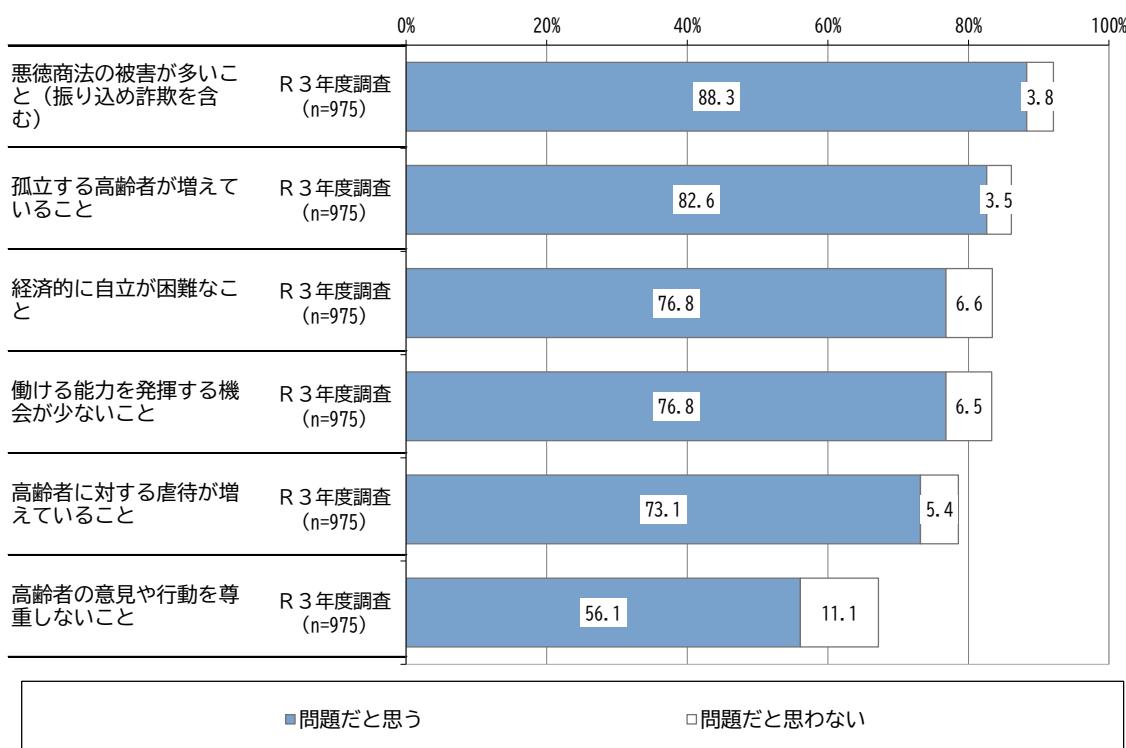
- 若者がその能力や希望に応じた就労ができるように支援します。
- 正規雇用・非正規雇用・アルバイト等の雇用形態にかかわらず、若者の就労において不当な扱いを受けず、労働者としての権利が守られるよう、事業者に対して啓発を行います。
- 就労の場において守られるべき権利や、それが侵害されたときの適切な対応について、若者自身が学ぶことができるよう、情報提供や学習の支援に取り組みます。

(3) 高齢者問題

■取組の方針

市民意識調査では、高齢者の人権問題についての考え方として、「悪徳商法の被害が多いこと（振り込め詐欺を含む）」を問題だと思うと回答した割合が88.3%で最も高くなっています。次いで「孤立する高齢者が増えていること」、同率で「経済的に自立が困難なこと」、「働く能力を発揮する機会が少ないこと」の順に高く、いずれも約8割となっていました。

高齢者の人権について問題だと思うこと



高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしや認知症、要介護・要支援認定者など、特に支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、介護保険サービス事業所や医療機関、地域団体等が相互に連携しながら、高齢者の生活を支える地域づくりが課題となっています。

しかし、「高齢者だから」という先入観や固定観念からくる、言葉づかい、態度、しげさなどによる不当な差別や排除、介護や援護を必要とする高齢者の虐待や孤立などが大きな社会問題となっています。また、高齢者を狙った悪徳商法の被害や、賃貸住宅への入居を拒まれるといった問題、デジタル・ディバイド※（情報格差）の問題等さまざまな問題が起きています。さらに、介護負担の女性への偏りや、家族等の介護を理由とした離職、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」の増加など、高齢者の介護をめぐる問題は、要介護者と介護者のそれぞれの生き方に大きな影響を与えることがあります。

高齢者の権利を守る取組として、虐待防止に向けた関係者のネットワークづくりや、成年後見制度の利用支援等が進められています。

引き続き「人間の尊厳」についての認識と理解を深め、高齢者が社会の一員としていきいきと暮らせる社会の実現と、互いに協力し、助け合える地域づくりが求められています。

■施策の方向性

① 相談支援体制の充実

- 医療・介護・福祉等の地域の総合相談の窓口である地域包括支援センターを中心としたネットワークにより、高齢者への相談支援体制の充実に努めます。
- 高齢者の権利侵害や介護等について、本人・家族に対する相談支援体制の充実に努めます。
- 各種の研修や情報提供を通じて、相談員の力量の向上に努めます。

② 虐待の防止と権利擁護

- 高齢者に対する虐待の防止のため、関係機関・団体、住民に対する啓発・情報提供を進めます。
- 「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)、「老人福祉法」及び「介護保険法」の規定に基づき、虐待防止のための適切な措置、指導などに努めます。
- 地域包括支援センターにおいて、成年後見制度などを紹介し、高齢者の権利擁護に向けた取組を進めます。また、同センターが高齢者の虐待の通報窓口として、関係機関・団体と連携を図り、虐待防止のネットワーク強化を図ります。
- 高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、広報誌やホームページに消費生活に関する情報を掲載するなど情報提供に努めます。

③ 認知症対策の充実

- 認知症を発症しても住み慣れた地域で、その人らしい生活を維持するため、医療との連携や介護及び生活支援の充実に努めます。
- 認知症サポーター養成講座等を引き続き実施するとともに、「チームオレンジいばらき」(茨木市認知症初期集中支援チーム)による家庭訪問や、「認知症オレンジダイヤル」(茨木市認知症電話相談専用ダイヤル)の設置、認知症カフェの実施など、相談支援を充実させます。

④ 介護保険サービスの充実

- 高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で継続して生活ができるよう、ニーズを適切に把握しながら、介護保険サービスの基盤整備に努めます。
- 利用者が質の高いサービスを選択できるよう、情報提供や相談支援を充実し、利用者ニーズに適したサービス提供体制を整備します。

○介護保険サービスを受けるまでの制度や手続き、負担軽減措置等について、適切な情報提供に努めます。

⑤ バリアフリー※の充実

○公共施設や道路などのハード面でのバリアフリー化とともに、社会の中で共に助け合っていこうというソーシャル・インクルージョンに向け、人権尊重の視点に立てる人材を育成するなどソフト面での充実に努めます。

⑥ 健康づくりと介護予防の推進

○高齢者の主体的な健康づくりや介護予防に必要な情報提供に努めます。

○自分の健康に関心を持ち、健康的な生活が継続できるよう各種健康診査、健康教育、健 康相談の機会を提供します。

⑦ 社会参加の促進

○高齢者を含む団体の地域活動の活性化を図り、社会活動への参加を促進するとともに、 高齢者が豊富な知識や経験を生かせる環境づくりに努めます。

○高齢者による地域学校協働活動※への参加を促進し、地域の将来を担う人材の育成を図る とともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を推進 します。

○介護が必要な場合でも、支援を受けながら当たり前に社会参加することができる環境整 備に努めます。

○高齢者のニーズを踏まえた上で、多様な地域での活動と社会参加の機会として、高齢者 の「居場所と出番」を創出・充実します。

⑧ 雇用機会の拡大

○70歳までの就業確保措置をとることが努力義務化された「高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律」(高年齢者雇用安定法)や、募集及び採用における年齢制限の禁止について 事業者への周知・啓発に努めます。

○高齢者活動支援センター「シニアプラザいばらき」を拠点に、新しい高齢者の働き方を 支援します。

○ハローワーク、シルバー人材センター等の関係機関と連携し、高齢者に対する就労支援 や、働く場の確保に努めます。

⑨ 災害時支援体制の整備

○災害時における要配慮者※の支援について、地域の自主防災組織等と連携した計画づくり に取り組みます。

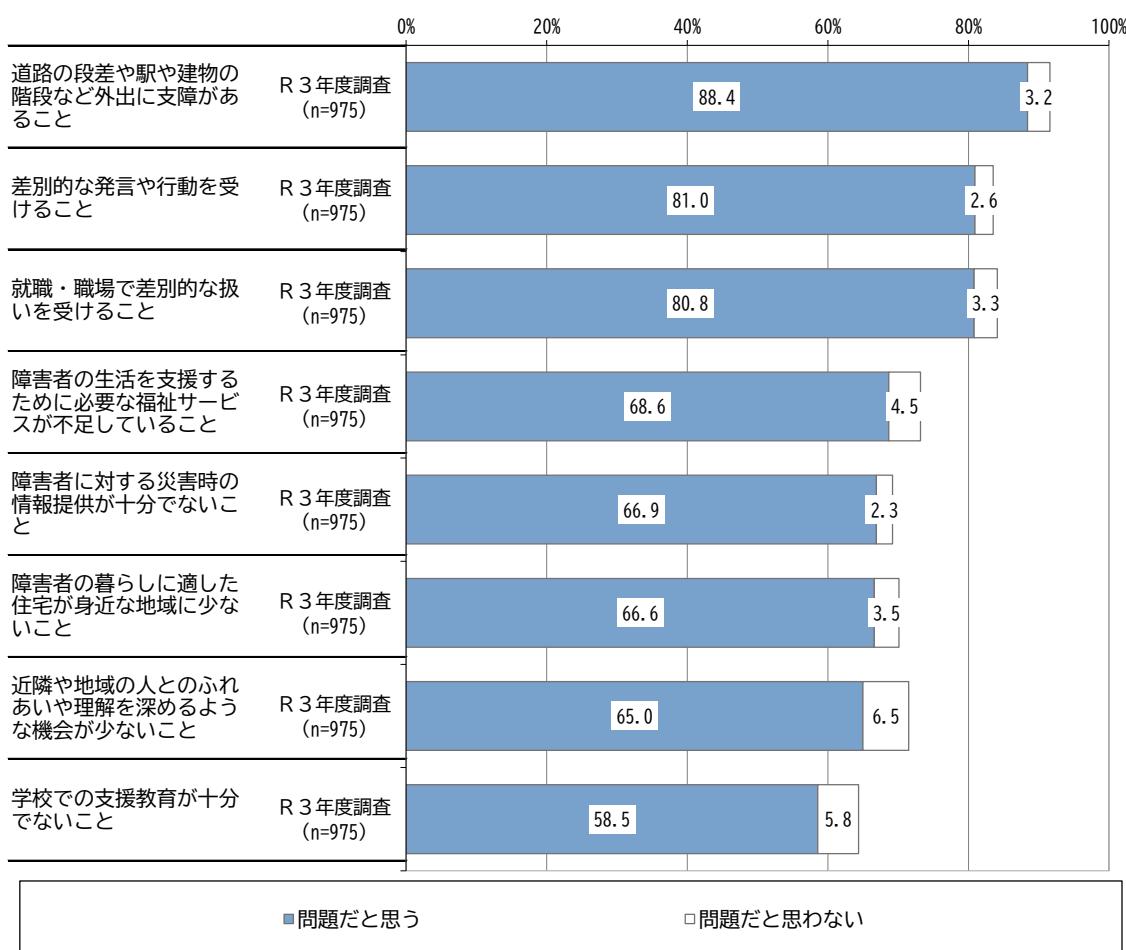
○介護保険サービス事業所連絡会等との協定に基づく大規模災害時の受入体制の拡充を図 り、要配慮者の安全・安心の確保に努めます。

(4) 障害者問題

■取組の方針

市民意識調査では、障害者の人権問題についての考え方として、「道路の段差や駅や建物の階段など外出に支障があること」を問題だと思うと回答した割合が88.4%で最も高くなっています。次いで「差別的な発言や行動を受けること」、「就職・職場で差別的な扱いを受けること」の順に高くなっていました。

障害者の人権について問題だと思うこと



平成28年(2016年)4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)では、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止を行政機関等と民間事業者の法的義務とし、合理的配慮※の提供を行政機関等の法的義務、民間事業者の努力義務とすることが盛り込まれました。また、令和3年(2021年)5月の同法の改正により、これまで民間事業者の努力義務とされていた合理的配慮の提供が、行政機関等と同様に法的義務とされ、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化を行うこととされました。

合理的配慮については、国が平成 26 年（2014 年）に批准した「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）では、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。しかしながら、依然としてさまざまな場面で合理的配慮が提供されないなど社会的障壁※は存在しており、就職・職場での差別や、賃貸住宅への入居拒否などの人権問題も発生しています。

本市においては、障害の有無にかかわらず、お互いの人権や尊厳が大切にされ、支え合う「共に生きるまち茨木」を実現するため、平成 30 年（2018 年）3 月に「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を定めました。この条例に基づき、障害の有無にかかわらず、すべての人々にとって住みよい社会づくりを進めるため、さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進し、障害者問題への関心と理解を深め、偏見や差別を解消していく必要があります。

■施策の方向性

① 障害者の権利と社会参加に関する啓発の推進

- 「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）や「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）等の障害者の権利と差別の禁止に関する国際的な潮流や国内の法整備等について、広く啓発・情報提供を進め、障害者の権利と社会参加が確保される環境の整備に取り組みます。
- 障害者差別には合理的配慮の不提供も含まれることについて、広く周知を図るとともに、行政機関における合理的配慮の徹底と、民間事業者に対し制度の周知・啓発に努めます。

② 相談支援体制の整備

- 障害者の自己決定に基づく生活や社会参加を促進する相談支援体制を整備します。
- 当事者による相談・支援が受けられるピアカウンセリング※の体制を整備します。
- 相談支援に至らない障害者、家族に対して、利用できる制度、支援についての情報提供を進めるとともに、必要に応じて関係機関と連携しながらの相談支援の実施に取り組みます。
- 「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に基づき、事業者が障害を理由とする不当な差別的取扱いにより障害のある人の権利利益を侵害した場合や、合理的な配慮の提供をしない場合に、市長が対応してもなおその解決が見込めない場合には、市長があっせん申し立てを行います。

③ 雇用の促進

- 近年の「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）等の改正について、企業・事業者への情報提供・啓発を進め、合理的配慮に基づく就労環境の整備と、障害者雇用の促進に取り組みます。
- 行政機関における障害者雇用を促進します。

④ インクルーシブ教育システム※の構築

- 障害のある子どもが、本人や保護者の意見を最大限尊重した環境・方法で教育を受けられるよう、支援体制を整備します。
- 障害の有無をはじめとするさまざまな個性を有する子どもが、ともに学び互いを理解することのできるインクルーシブな教育環境の整備に取り組みます。
- 専門的な教育支援とインクルーシブな教育環境の両立をめざし、支援学校と地域の学校との交流・連携や、専門職員による学校支援を推進します。

⑤ 福祉サービスの充実

- 障害者の生活を支える障害福祉サービスの充実について、障害福祉サービス事業所と連携し、障害の状況に応じたサービス提供とサービスの質の向上に取り組みます。

⑥ バリアフリーの充実

- 公共施設や道路などのハード面でのバリアフリー化とともに、社会の中で共に助け合っていこうというソーシャル・インクルージョンに向け、人権尊重の視点に立てる人材を育成するなどソフト面での充実に努めます。
- 「心のバリアフリー」を市民一人ひとりが体現することができるよう、周知・啓発に努めます。

⑦ 虐待の防止と権利擁護

- 障害者の虐待防止や救済について、家族・支援者への啓発を進めるとともに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）等の規定に基づき、虐待防止のための適切な措置、指導などに努めます。
- 相談支援において成年後見制度などの権利擁護事業を紹介し、障害者の権利擁護に向けた取組を進めます。また、消費者被害等に関する情報提供を本人・家族・事業者等に対して行います。

⑧ 災害時支援体制の整備

- 災害時における要配慮者の支援について、地域の自主防災組織等と連携した計画づくりに取り組みます。
- 障害福祉サービス事業所連絡会等との協定に基づく大規模災害時の受入体制の拡充を図り、要配慮者の安全・安心の確保に努めます。

(5) 部落差別（同和問題）

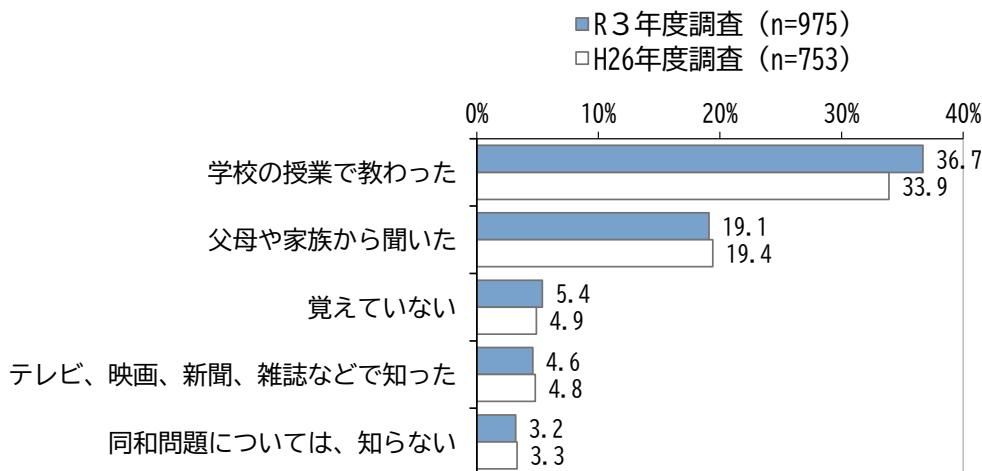
■取組の方針

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、現在でも日常生活の上で差別を受けるなど、日本固有の人権問題です。

平成28年（2016年）12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）では、第1条で、現在もなお部落差別が存在するとの現状認識が示され、部落差別は日本国憲法に照らして「許されないもの」、「解消すべき重要な課題である」と明記されました。また、第5条では、部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性が明記されました。

市民意識調査では、部落差別（同和問題）をはじめて知ったきっかけについて、「学校の授業で教わった」が36.7%で最も高くなっています。

部落差別（同和問題）をはじめて知ったきっかけ（上位5位）

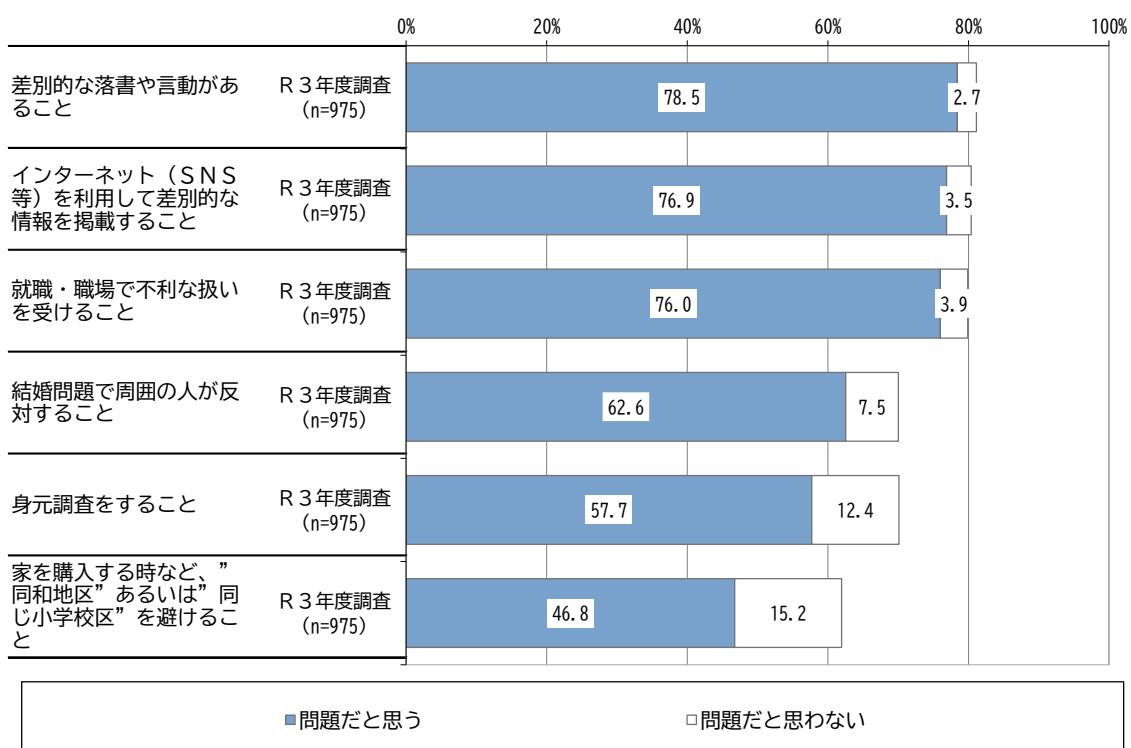


このことから、部落差別（同和問題）を知るきっかけとなる重要な最初の場面で、部落差別（同和問題）に対する知的理性和人権感覚を高める人権教育が求められます。

また、市民意識調査では、部落差別（同和問題）についての考え方として、「差別的な落書きや言動があること」を問題だと思うと回答した割合が78.5%で最も高く、次いで「インターネット（SNS等）を利用して差別的な情報を掲載すること」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」の順に高くなっています。

一方、「家を購入する時など、”同和地区”あるいは”同じ小学校区”を避けること」を問題だと思わないと回答した割合が15.2%、「身元調査をすること」を問題だと思わないと回答した割合が12.4%と、依然として根強い差別意識があることがうかがえました。また、「結婚問題で周囲の人が反対すること」を問題だと思わないと回答した割合が7.5%と、依然として結婚差別が存在しています。

部落差別（同和問題）について問題だと思うこと



部落差別（同和問題）は、さまざまな取組により解消へと向かっているものの、今もなお結婚差別、就職差別が存在し、個人への誹謗中傷、同和地区の問い合わせ、インターネット上への差別的な書き込み等が発生しています。特に、インターネット上への差別的な書き込みについては、法務省が令和2年（2021年）6月に公表した「部落差別の実態に係る調査結果報告書」によると、増加していることが明らかとなっています。

今後も部落差別（同和問題）の解消に向けて、幅広く人権に関する相談や取組を進めるとともに、福祉行政と連携した取組、いのち・愛・ゆめセンター等を拠点とした人権尊重のまちづくりをより一層進める必要があります。

■施策の方向性

① 部落差別（同和問題）の解消に向けた啓発の推進

- 部落差別（同和問題）に対する正しい理解と認識を深め差別意識の解消を図るため、さまざまな研修会・学習会の開催や各種広報活動、啓発行事などを積極的に行います。
- 部落差別（同和問題）の解消に向けた啓発にあたっては、差別に反対する運動の意義や差別解消のための取組がすべての人の人権確立につながってきた側面について、理解の促進が図られるような取組に留意します。

② 学校教育・社会教育を通じた学習機会の充実

- 部落差別（同和問題）を正しく理解し、差別を許さない心を育むため、教育機関・専門機関と連携し、人権教育の一環としての同和教育の推進に取り組みます。
- 職場・地域における学習の機会を確保できるよう、事業者や地域団体等に積極的に働きかけを行います。また、企業や地域において効果的・自発的な学習活動が行えるよう講座等の充実に努めます。

③ 相談支援の充実

- 結婚や就職等における差別について、相談支援を充実させるとともに相談窓口の周知に努めます。
- 支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、いのち・愛・ゆめセンターを中心 に地域住民への情報提供や相談支援を行います。

④ インターネットを通じた人権侵害への対応

- インターネット上の差別的な書き込みについて相談支援を行うとともに、モニタリング を実施し、プロバイダ等への削除要請等を行います。

⑤ 教育や労働、生活等にかかわる課題の解消の取組

- 教育や労働、生活等の課題について、その解消に向けた相談や支援制度の活用等、必要な支援に取り組みます。

⑥ 交流や協働の取組の促進

- さまざまな交流活動を通して、協働したまちづくりや地域活動の取組を促進します。
- いのち・愛・ゆめセンターを人権施策の拠点として整備し、さまざまな人権問題に取り組む団体や当事者のネットワーク化を支援します。

⑦ 実態把握

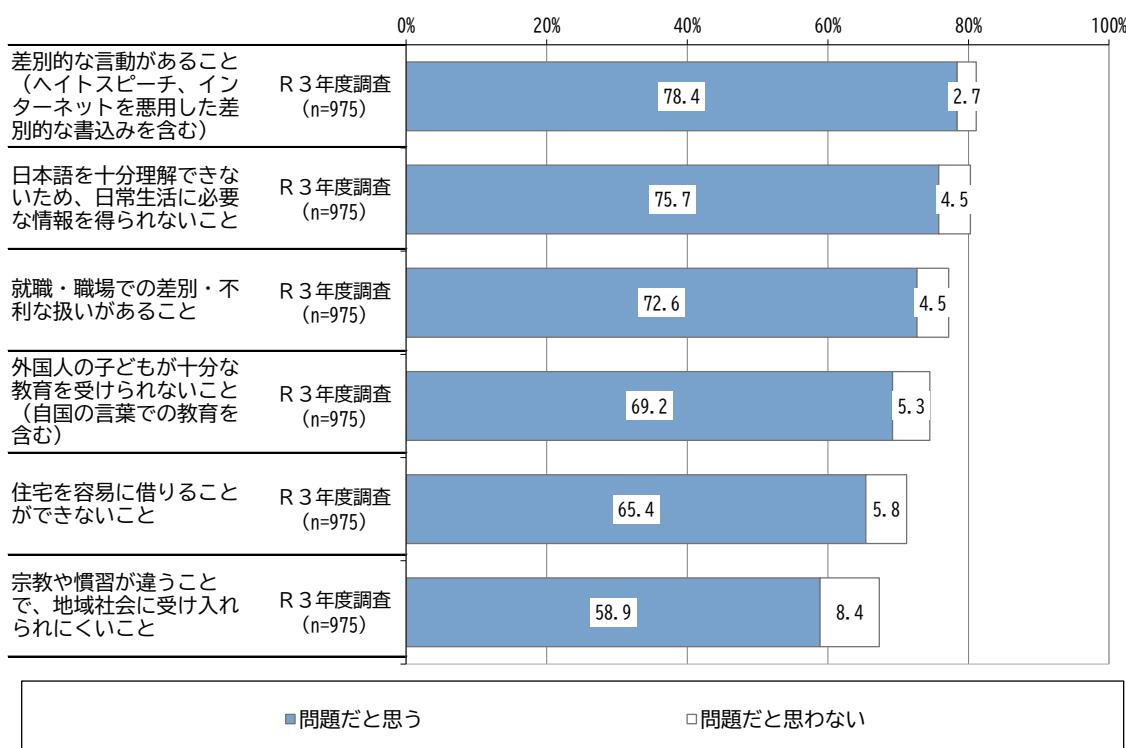
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）に基づく実態把握につい て、国・大阪府と連携し、差別事象の発見に努め、対応していきます。

(6) 外国人問題

■取組の方針

市民意識調査では、外国人の人権問題についての考え方として、「差別的な言動があること（ヘイトスピーチ、インターネットを悪用した差別的な書き込みを含む）」を問題だと思うと回答した割合が78.4%で最も高くなっていました。次いで「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を得られないこと」、「就職・職場での差別・不利な扱いがあること」の順に高くなっていました。

外国人の人権について問題だと思うこと



近年、外国人人口は年々増加し、本市においても、外国人や外国にルーツを持つ住民が増加している状況です。これらの人々のなかには、日本の文化や慣習になじめなかつたり、日本語の習得が十分にできることからコミュニケーションを十分とることができないなどの課題があります。また、そのことにより、日常生活の困難や地域住民との摩擦、公的な支援からの孤立等につながる状況にあることが課題となっています。そのため、行政サービス等の多言語化や、やさしい日本語の活用等によるきめ細かな情報提供、日本語能力を身につけるための支援体制の整備が必要となっています。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆるヘイトスピーチが社会的問題となり、適切な対応が必要となることから、平成28(2016)年6月に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行され、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義を定め、このような不当な差別

的言動は許されないことを宣言するとともに、不当な差別的言動の解消に向けて、相談体制の整備や教育、啓発活動等を推進していくことが定めされました。同法の理念に基づき国内でさまざまな取組が進められていますが、インターネットを含め、依然としてヘイトスピーチが行われており、ヘイトクライム※が疑われる事案なども発生している状況です。

国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、ともに暮らすことができる多文化共生社会の実現に向けて施策を推進する必要があります。

また、学校教育においては、互いに尊重しあう態度や国際的な知識・感性を育てるための国際理解教育の推進に取り組むことや、生涯学習において、地域社会の国際化の進展に伴い、文化や慣習、生活課題について互いに学び合えるような学習の機会や、日常生活における基礎学習としての日本語学習の支援等に取り組むことが求められます。

■施策の方向性

① 多文化共生社会の実現

○本市に暮らすあらゆる人々が、国籍や民族、文化の違いと多様な価値観を認め合い、互いに人権を尊重するとともに、学びあい、共に生活できる地域社会の実現をめざし、各種の啓発やコミュニケーションの支援に取り組むとともに、多文化共生の地域づくりを推進します。

○庁内含め関係団体・機関との連携を強化し、情報共有や役割分担を進めるとともに、各種取組の効率的・効果的な実施と連動性の向上を図ります。また、互いのことを学び合い、理解を深める機会として、多様な文化・国籍・言語の市民が触れ合えるイベントなどの場を設け、異文化を理解する能力の向上を図ります。

○多様な文化に対する理解の促進と交流の推進にむけた、啓発等の取組を充実させます。

○外国人の人権について、市民理解の促進を図ります。

② 相談支援・情報提供の充実

○本市の各種制度やサービス、災害対策情報など生活に必要な情報について、多言語版市民ハンドブックやホームページ等、多言語での情報発信を充実し、日本語を母語としない外国人住民や、外国にルーツを持つ子ども等にも生活しやすいよう支援します。

○市内外の各種団体が実施している、外国人住民や、外国にルーツを持つ子ども向けの生活情報や各種相談などのサービス情報を紹介します。

③ 日本語学習機会の提供

○日本社会で生活する上で、人権の観点から最低限保障されるべきスキルを身につけられるよう、識字・日本語教育の機会の提供に取り組むとともに、学習支援ボランティアの養成に努めます。

○識字・日本語教室は、参加者にとって地域社会との接点であり、一つのコミュニティやセーフティーネットとしての役割を担っていることから、教室への参加を通して、学習者の生活を支え、社会参加を促進します。

○識字・日本語教室の周知を図り、支援の必要な人に情報を届ける取組の充実に努めます。

④ 学校教育における支援と国際理解教育の推進

○学校教育において、多様な文化的背景が尊重され、必要な教育が受けられるよう、日本語学習の支援をはじめとする各種の支援に取り組みます。

○多文化共生に関する児童・生徒、教職員の理解の促進を図るため、国際理解教育を推進するとともに、教職員に対する研修に取り組みます。

⑤ 外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保

○外国人労働者の適正な雇用・労働条件が確保されるよう、国や大阪府と連携を図りながら企業・事業者に働きかけを行います。

⑥ ヘイトスピーチ・ヘイトクライムの防止と適切な保護・救済

○ヘイトスピーチ・ヘイトクライムの防止と適切な保護・救済について、国・大阪府や関係機関と連携して、体制の整備を進めるとともに、必要な施策を行います。

○ヘイトスピーチは許されないという認識のもと、ヘイトスピーチの解消の必要性について周知に努め、その理解を深めることを目的として、ヘイトスピーチ解消にむけた啓発を行います。

⑦ 外国人住民の社会参加の促進

○外国人住民のニーズや課題を把握し施策に反映させるため、外国人住民のニーズや支援の課題について調査を進めるとともに、各種モニターや市民向けの各種アンケート等に外国人住民も対象とするよう努めます。

○日本人と外国人が、お互いに違いを認め合いながら共に地域社会を構成するパートナーとして活動できるよう、参加・交流活動の推進を図ります。

○外国人住民が母国の言語や文化等を活かしながら活躍できる場を提供するとともに、外国人住民の積極的な地域社会への参画により、外国人住民がもたらす多様性を活用し、地域力を高めます。

⑧ 災害時における外国人支援

○災害等の非常時においては、外国人に配慮した情報提供をはじめ、「茨木市避難所運営マニュアル」に基づいた「ユニバーサルな避難所運営」を心がけ、災害時における外国人の安全・安心の確保に努めます。

(7) 個人情報

■取組の方針

高度情報化は私たちの生活に多くの利便性をもたらす一方で、個人情報が大量かつ広範囲に処理され、本人の知らないうちに収集・利用されたり、誤った情報やプライベートな情報が流布し個人が不測の不利益を被るなどのプライバシー侵害の危険性も増大しており、自分に関する情報を自らコントロールできなくなることが問題となっています。

平成29年(2017年)5月には、「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)の改正法が施行されました。3年ごとの見直し規定が盛り込まれ、個人情報を扱うすべての事業者が個人情報保護法の対象になるとともに、人種、信条、社会的身分、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、障害、医師等からの指導・診療・調剤が行われたことなどの本人に対して不当な差別、偏見等の不利益が生じる可能性のある個人情報を「要配慮個人情報」とし、本人から同意を得て取得することが義務化されました。

また、令和4年(2022年)4月に施行された改正法では、個人情報取扱い事業者の責務として、個人情報の漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがあるときは、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化され、また、本人の権利保護の強化として、個人情報の利用停止請求権の要件の拡充等が行われました。

さらに、令和3年(2021年)5月には、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、同法第51条においては、「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)の改正が定められ、地方公共団体等における個人情報等の取扱いに関する規律が法で規定されました(令和5年4月施行)。

公的な機関には、保有する個人情報のセキュリティ対策の向上や情報管理の徹底に加え、個人情報の提供や利用について個人の意思が尊重される取組が求められます。

また、市民意識調査では、「結婚する際に、興信所や探偵業者などを使って相手の身元調査を行うこと」について、問題だと思わないと回答した割合が34.8%と、約3人に1人が身元調査を容認する回答をしていました。

身元調査は、プライバシーの侵害や結婚差別、就職差別などの重大な人権侵害につながるおそれがあることから、教育・啓発活動をさらに推進していく必要があります。

■施策の方向性

① 個人情報の保護の取組

- 個人情報の保護と適切な管理について、職員の研修を強化し、個人情報の安全管理体制を整備します。
- 身元調査は重大な人権侵害につながるおそれがあることについて周知・啓発を行うとともに、本人通知制度により身元調査につながる住民票の写し等の不正取得を抑止します。

② 個人情報の適切な利用と管理についての体制整備

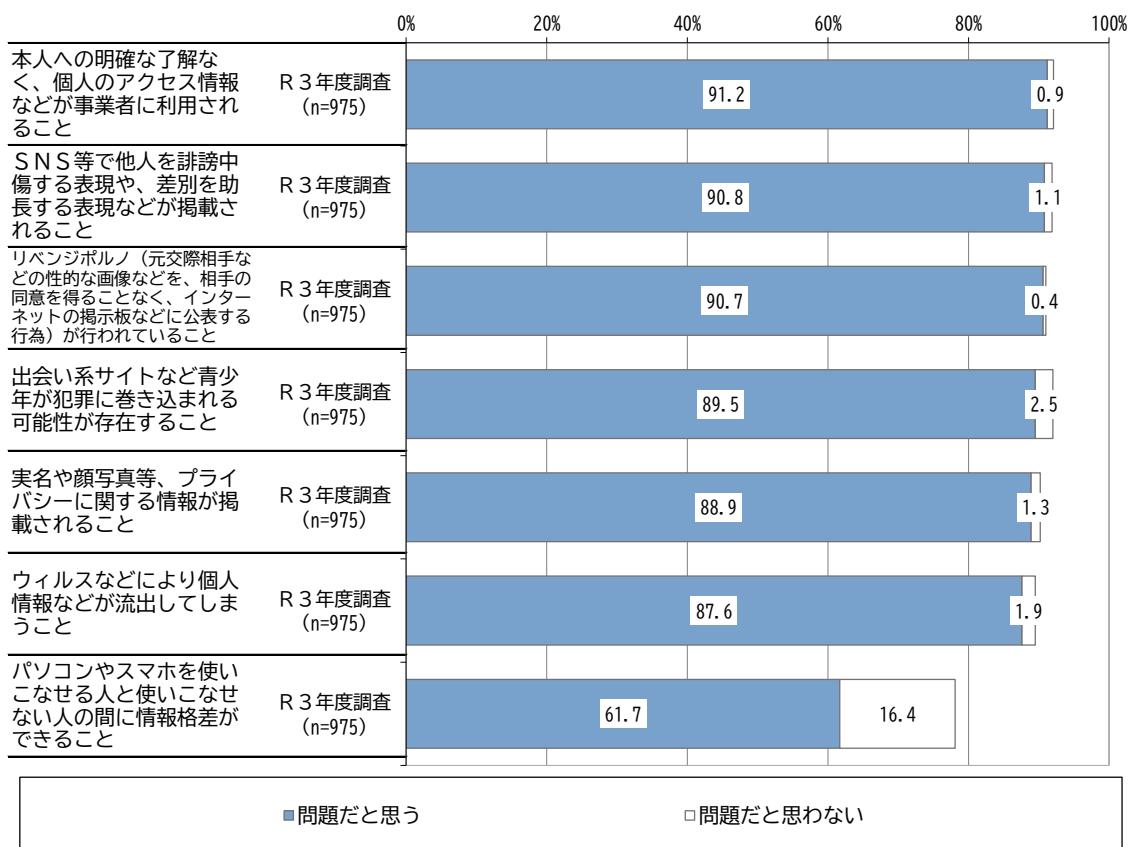
- 「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）の改正により、令和5年（2023年）4月より適用される全国的な共通ルールが定められたことから、令和5年（2023年）4月に施行される「茨木市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、本市が取り扱う個人情報等の利用、提供等について、適切な運用に努めます。

(8) インターネットを通じた人権侵害

■取組の方針

市民意識調査では、インターネットにおける人権問題についての考え方として、「本人への明確な了解なく、個人のアクセス情報などが事業者に利用されること」を問題だと思うと回答した割合が91.2%で最も高くなっていました。また、ほとんどの項目で問題だと思うと回答した割合が約9割となっており、インターネットにおける人権問題の意識の高さがうかがえました。

インターネットにおける人権について問題だと思うこと



インターネットは生活の利便性を大きく高めた一方で、それに伴う問題も大きくなっています。

特に、インターネットを通じた人権侵害の問題は近年深刻化しており、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示や、写真の無断掲載、他人への中傷や侮蔑、無責任なうわさ、差別的な書き込み、インターネット上でいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れ、ヘイトスピーチや部落差別（同和問題）に関して差別を助長するような内容の書き込みもされています。

また、近年、特に問題となっているSNS等に起因する児童買春・児童ポルノや、いわゆる自画撮り被害（だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送らされる形態の児童ポルノ被害）は、児童の権利を著しく侵害するものです。

さらに、自殺を誘うような情報等、インターネット上の有害情報に起因して犯罪やトラブルに巻き込まれ、被害に遭うなどの人権侵害事案も発生しています。

令和3年（2021年）4月には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が改正され、インターネット上の誹謗中傷等による権利侵害について、より円滑に被害者救済を図ることを目的として、発信者情報開示について新たな裁判手続が創設されるなど、制度的な見直しが行われました。

また、インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっていることを契機として、誹謗中傷全般に対する非難が高まり、誹謗中傷を抑止すべきとの国民の意識が高まっていることを背景に、令和4年（2022年）6月に公布された「刑法等の一部を改正する法律」では、侮辱罪の法定刑の引上げに係る規定が定められ、同年7月に施行されました。

インターネットによる人権侵害をなくすためには、利用者一人ひとりが個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深め、加害者にも被害者にもならないよう、インターネットの適切な利用方法について教育・啓発活動をさらに推進していく必要があります。

また、社会全体がデジタル化に向けて大きく変革している中で、さまざまな理由によってインターネットが利用できない、利用していない人々が存在します。インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人の間に生じる格差（デジタル・ディバイド）の是正に向けて、取組を推進する必要があります。

■施策の方向性

① インターネット上の権利侵害に関する相談・支援の充実

○インターネット上の権利侵害に関する相談・支援について、専門機関等と連携して取り組みます。

② 子どものインターネット利用に関する権利保障の確保

○社会教育では、子どものインターネット利用に関して、適切な利用や自らの権利を守る方法について、子ども・保護者への教育・啓発を進めます。

○学校教育では、子ども自身の情報管理の徹底とともに、情報モラルや情報セキュリティに関する知識を深め、メディア・リテラシー※の向上に向けた支援を図ります。

○子どものインターネット利用における課題について、教職員の理解を促進するための研修や情報提供に取り組みます。

○インターネットを通じたいじめ等の事案について、国・大阪府・専門機関等と連携して、対策を検討します。

③ インターネット上での人権侵害行為への対応

○インターネット上における悪質な差別的書込みに対し、モニタリングを実施し、プロバイダ等に削除要請を行うことで、被害の拡大防止に努めます。また、事案に応じて法務局等関係機関と協議・連携しながら対応します。

④ デジタル・ディバイド対策の推進

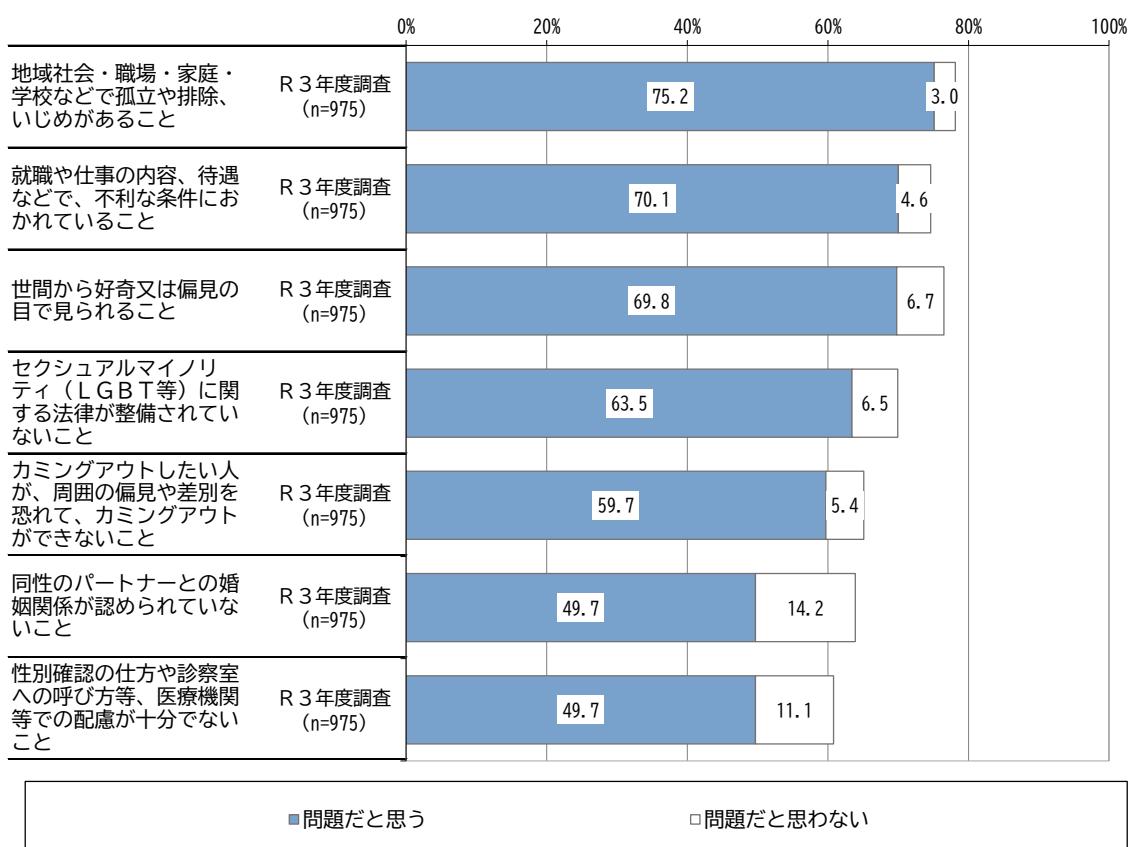
○デジタル・ディバイドの解消に向けて、国・大阪府・専門機関等と連携して、対策を検討します。

(9) 性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）

■取組の方針

市民意識調査では、性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）（L G B T等）の人権問題についての考え方として、「地域社会・職場・家庭・学校などで孤立や排除、いじめがあること」を問題だと思うと回答した割合が75.2%で最も高くなっています。次いで「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれていること」、「世間から好奇又は偏見の目で見られること」の順に高く、性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）に対する偏見や差別についての問題意識が高くなっています。

性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）（L G B T等）の人権について
問題だと思うこと



性のあり方は、身体又は遺伝子上の性、性的指向（好きになる相手の性別）及び性自認（自分の性に対する感じ方）によるさまざまな組み合わせがあります。すべての人の性のあり方を表す言葉としてS O G I^{*}（性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった略称）が使われるなど、すべての人が多様な性の当事者であるという考え方方が広まりつつあります。

多様な性的指向及び性自認がある中で、性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）に対する無理解が偏見や差別を生み、当事者がさまざまな困難を抱え、孤立するなど、生きづらさを感じていることがあります。特に、性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）であることに対しての偏見や差別を恐れて誰にも相談できずにいたり、カミングアウトをしたとしても周囲の理解が得られないなど、周囲から孤立してしまう場合があります。また、カミングアウトしたとしても、性的指向及び性自認を本人の同意なく第三者に暴露される「アウティング※」の問題があります。

令和2年（2020年）6月には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（労働施策総合推進法）の改正により、職場でのパワー・ハラスメント※対策が法制化され、パワー・ハラスメントの中に性的指向及び性自認に関するハラスメント（SOGIハラスメント）が含まれました。また、アウティングについても、パワー・ハラスメントに該当するとされています。

このように、多様な性に配慮した社会制度の改革が進んでおり、性的指向及び性自認に関する正しい理解を促進するための取組が進められている状況ですが、偏見や差別も根強く、いじめや不登校、貧困、自殺率の高さなど緊急の課題も依然として残っています。

本市では、令和3年（2021年）4月に申請書等における性別記載の見直しを行いました。また、令和4年（2022年）7月には「性の多様性を尊重するまちづくり宣言」（LGBTフレンドリー宣言）を行っており、引き続き、性の多様性についての理解促進や性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）の支援を推進する必要があります。

■施策の方向性

- ① 性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）についての適切な啓発と情報提供
 - 性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）について、職員や市民の正しい理解が促進されるよう、啓発と情報提供を進めます。
 - SOGIハラスメントやアウティングの防止に向けた周知・啓発を行うとともに、性の多様性を認め合い、誰もが働きやすい就労環境の整備に向けた周知・啓発に努めます。
- ② 学校教育における配慮
 - 性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）の児童・生徒が適切な支援を受けられるよう、児童・生徒や教職員の理解の促進を図ります。
- ③ 男女共同参画における性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）への配慮
 - 男女共同参画における計画策定や各種事業の実施において、性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）に配慮した取組を推進します。

④ 多様な性のあり方を反映したライフスタイルの保障

○多様な性のあり方を反映したライフスタイルが保障されるよう、茨木市パートナーシップ宣誓制度等の周知に努め、性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）の支援を推進します。

⑤ 相談支援の充実

○性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）当事者やその家族、学校や職場の関係者、支援者が悩みを相談できるよう相談支援を充実させるとともに相談窓口の周知に努めます。

⑥ 性別記載欄の配慮

○本市の申請書類等の公文書について、法令上の根拠や業務上の必要がある場合を除き、性別記載欄の削除または記載の配慮に努めます。

(10) さまざまな人権問題

■取組の方針

現在の日本社会には、これら以外にもホームレス、HIV感染者やエイズ患者、ハンセン病回復者やその家族、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々、刑を終えて出所した人などに対する偏見や差別、さらには職業・就労形態などによる差別、各種ハラスメントによる人権侵害など、さまざまな人権問題があります。近年では、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷やインターネット上の心ない書き込みなど、新型コロナウイルス感染症に起因した人権侵害などの課題が発生しました。

また、現在の人権問題はそれぞれの分野が複合化したり、新たな課題が生じたりと複雑化、多様化、複合化しています。

差別のないまちづくりを通じて、すべての人の人権が尊重される豊かで住みよいまちの実現に向けて、こうした人権課題に対して、市民一人ひとりが正しい認識と理解を深める事ができるよう情報提供や啓発活動を行う必要があります。また、一地方自治体だけでは解決することが難しいものもあることから、国や大阪府の動向を把握し、関係機関への要請を行いながら対応していく必要があります。

■施策の方向性

① 人権文化の確立に向けた啓発の推進

○人権文化の確立に向けて、多様な人権問題について市民の理解を深める取組を行います。

② 新しい課題に開かれた人権行政の推進（各種ハラスメント問題など）

○さまざまなハラスメントが認知され問題となってくるように、従来は人権問題とみなされてこなかった領域においても、人権侵害状況の認知や、社会における価値観の変化等に基づき、新たな課題が生起するものであるという認識のもと、新しい課題に常に開かれた人権施策の推進に取り組みます。

第4章 人権行政の推進 — 市行政の基盤としての人権施策

人権行政は、「人権意識の高揚を図るための施策」と「人権擁護に関する施策」の2つの基本的な方向から取り組みます。いずれの施策についても、本市の行政全体を支える基盤として位置づけられ、すべての行政分野において意識し、取り組む必要があります。

1 人権意識の高揚を図るための施策

一人ひとりの人権が尊重された住みよいまちづくりにおいては、人権問題に対する鋭い感性や、日常生活において人権への配慮が人々の態度や行動に自然に表れるような人権感覚を育むことが重要です。市民の人権意識を高め、人権問題の正しい理解と認識を培い、意識の変革を促し、差別をなくす意欲と実践力を高める条件づくりをする必要があります。

人権意識の向上には、現代社会における人権問題や差別の現実を伝えるとともに、被差別の立場に対するマイナスイメージや、人権問題にかかわることへの忌避意識を生むことのないよう、反差別の取組の正当な評価や、人権の国際的な潮流と国内における諸制度の進展を伝えるなど、一人ひとりにとっての人権の価値を十分認識できるような働きかけが求められます。また、利害が対立した際に、相手を差別したり排除したりすることによって解決するのではなく、共に乗り越え、よりよい関係をつくることによって解決していくことの重要性を伝えていく必要があります。

人権を生涯学習の重要なテーマとして位置づけ、学習・啓発を通じて誰もが人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活において実践する、豊かな人権文化の創造をめざします。

また、講演会や研修会等の開催・実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症との共存時代を見据え、「新しい生活様式」への取り組みを実践し、感染防止の対策等を講じて実施します。

(1) 人権教育・啓発の推進

① 人権啓発推進体制の確立

- 人権文化の確立をめざし、市民の人権・平和意識の高揚を図る各種施策を実施します。
- いのち・愛・ゆめセンターを地域における人権啓発と交流の拠点として、イベント等各種事業を通した人権啓発を行います。

○男女共同参画の着実な推進を行うとともに、男女共生センターローズWAMの効果的な運営を行います。

○学校教育と社会教育とが相互に連携し、人権問題について知ることのできる学習・啓発の機会を充実させます。

○人権啓発に関する指導者の育成、確保、活用を行います。

② 人権教育の充実

○他者の権利とともに、自らの権利を守る力を育む人権教育を充実させます。

○小・中学校を中心に、メディア・リテラシーの育成を推進するとともに、自尊感情を育て、人権尊重の態度・行動を育む環境の醸成に努めます。

○効果的な人権教育プログラムの開発と実施に向けた研究を進め、効果的な人権教育の実施を図ります。

③ 人権に関する学習機会の提供

○人権問題について学ぶ・学び直すことのできる講座・講演会等を開催します。

○人権問題に取り組むグループや人材の育成を図ります。

○生涯学習施設等で実施される講座・学習会等において、人権にかかわるテーマを積極的に取り上げるとともに、人権をテーマとしていない講座等においても人権の視点を含む取組や多様な市民の交流が促進されるよう働きかけます。

○人権問題の当事者が自らの権利について学び、交流できる機会の提供に努めます。

④ 就労の場における人権文化の醸成

○性、年齢、障害等を理由とした差別的取り扱いの禁止や、社会的障壁の除去・軽減の必要性、ハラスメント防止措置の義務化について、企業・民間団体等への周知と取組の促進を図ります。

○市内事業者に対して、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）等の法制度と理念、法改正等についての周知や情報提供を行います。

○労働者の権利について啓発を推進します。

○リカレント教育※やリスクリング※など、企業や民間団体等における自主的な人権教育・啓発の取組の促進と支援、適切な助言や情報提供を行います。

○企業活動における人権デュー・ディリジェンス※（企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を行うこと。）の導入・促進など、「ビジネスと人権※」についての周知や情報提供を行います。

○ワーク・ライフ・バランスの向上に向けた啓発を推進します。

○就職差別の解消のための啓発を推進します。

⑤ 地域における人権文化の醸成

- 多様な人が地域で交流し、社会参加できるような活動の促進と支援を行います。
- 地域社会における人権啓発を促進します。
- 地域における差別的な偏見や慣習の払拭に向けた啓発や指導者の研修を行います。
- 人権問題や権利の擁護に取り組むボランティアの養成を進めます。
- 市広報誌をはじめとする広報活動や街頭啓発活動を行います。

⑥ 家庭における人権教育の推進

- 学校や幼稚園、保育所等を通じて、保護者への啓発を行うとともに、人権に関する研修会等についての情報提供、周知に努め、保護者の人権意識の高揚や家庭における人権教育の推進に努めます。
- P T Aや家庭教育学級※等における人権に関する学習機会の充実を図り、家庭で人権問題を学ぶ機会の提供に努めます。

(2) 人権教育・啓発に取り組む指導者の養成

① 指導者・ボランティアの育成

- 地域団体や各種団体の代表者・指導者への人権啓発を充実させます。
- 人権教育・啓発に取り組むリーダー・ボランティアを養成します。
- 人権に関する職員研修の充実を図ります。
- 教職員にあたっては、人権教育にかかる研修の充実を図るとともに、効果的な教育実践や学習教材等についての情報収集や調査に取り組みます。

② 当事者グループの支援と協働

- 当事者グループの形成支援による当事者のエンパワメントを図ります。
- 啓発等の取組における当事者グループとの連携・協働を推進します。

③ 自ら学び、行動する消費者市民の育成

- 成年年齢引下げによる消費者トラブルや、ワンクリック請求、架空請求をはじめとしたインターネット上の被害・トラブル等が増加していることから、消費者被害の未然防止や消費生活相談に取り組みます。
- 人権の観点から消費行動を選択する態度の育成に努めます。
- 公正で持続可能な社会の形成に資する消費者支援を推進します。

(3) 市民の主体的な人権教育・啓発に関する活動の促進

① NPO・地域団体等の支援

- NPO、ボランティア等、市民の自主的な人権教育・啓発に関する活動を支援します。
- 地域団体等による人権に関する取組を促進します。

② 市民参加によるまちづくりの推進

- 子ども、高齢者、障害者、外国人住民など多様な市民の参画によるまちづくりを推進します。
- 多様な背景を有する人々を含む市民相互の交流の機会の提供に努めます。

③ 当事者の参加の推進

- 人権に関する施策の企画・実施・評価に当たり、人権課題の当事者の立場や視点、経験を生かし尊重するため、当事者及び当事者団体の参画・協働の促進を図ります。

(4) 人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実

① 人権に関する情報収集・提供機能の充実

- 国・大阪府・近隣自治体との連携による情報収集と、情報提供に取り組みます。特に、新しい人権課題への対応について、常に最新の情報を入手できる体制を整えます。
- インターネット、SNS等を活用した効果的な情報提供を推進します。
- 人権に関する情報や、相談・支援制度等の情報について、必要とする人に必要な情報が届けられるよう、地域団体や関係機関等と連携した多様な情報提供体制の確保に努めます。

② 人権教育・啓発に関する調査・研究

- 効果的な人権教育・啓発に関する調査・研究の推進に努めます。
- 当事者団体や研究機関との連携を強化し、先進的な取組や最新の研究動向について、常に情報を得られる体制を整備します。

③ 災害時における災害弱者の支援体制の確立と地域連携の促進

- 災害時における要配慮者支援体制を強化します。
- 地域における継続的な防災・防犯活動の推進と、市民相互の交流の促進に取り組みます。

(5) 教育の機会均等の確保と学習の場の充実

① 教育の機会均等の確保と学習の場の充実

- 子どもの貧困問題等において、家庭環境による教育格差の拡大が指摘されていることを踏まえ、教育の機会均等の確保に向けた家庭教育の支援に取り組みます。
- 学校と関係機関・専門機関との連携を強化し、子どもの最善の利益という視点から、必要に応じて支援体制を整えます。

② 識字・日本語学習※や基礎教育の学び直しの機会の提供

- 日本社会で生活する上で、人権の観点から最低限保証されるべきスキルとして、識字・日本語教育の機会の提供に取り組むとともに、民間における同様の取組を支援します。
- 何らかの事情で十分な基礎教育を受けられなかった人に、学び直しの機会を提供することで、権利として最低限保証されるべき教育機会の確保に取り組みます。

2 人権擁護に関する施策

本市では、市民の人権と暮らしに関する悩みや問題を解決するため、人権相談や法律相談をはじめ、子育て相談、女性相談、DV相談、「いじめ」ホット電話相談、性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）の当事者や支援者に対する相談、労働問題相談など、専門知識を有する担当者による多様な相談窓口を開設し、人権擁護に努めています。

また、子ども・障害者・高齢者それぞれについて、虐待に関する通報・保護の体制が整備されており、DVやセクシュアル・ハラスメント等からの救済や相談体制の整備にも取り組んでいます。

今後は、個別の課題に応じた専門的な支援の質を高めながら、さまざまな人権問題が複雑化、多様化、複合化している状況に合わせた救済方法の調査・研究を推進し、常に当事者のエンパワメントという視点に立ちながら、相談者がより気軽に相談できる体制を構築する必要があります。また、人権侵害からの救済や効果的な相談支援においては、さまざまな相談支援機関との連携を深め、相談者に適切な支援機関を紹介できる仕組みづくりに取り組むとともに、当事者によるピアカウンセリングや当事者団体による支援の重要性を考慮した当事者の参加による人権擁護の取組のさらなる促進に努めます。

（1）市民の主体的な判断・自己実現の支援

① 当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援

- 支援を必要とする人が自らの権利を自覚し、自己決定・自己実現が可能となるよう、基本的な権利や利用可能な社会資源等について知るための適切な相談、情報提供を行います。
- 人権にかかわる各種相談窓口の整備を進めるとともに、ピアカウンセリング等、当事者による人権擁護活動を推進し、相談者のエンパワメントを支援します。
- 市民が自立や社会参加を通じて自己実現を図ることができるよう、必要な支援情報を効果的に提供したり、人権問題の被差別当事者間の交流を促進するなど、エンパワメントのための施策を推進します。
- 相談・支援の窓口や事業を市民に知らせる広報活動を充実します。

② 社会参加の促進と社会的障壁の除去・軽減

- 当事者の社会参加を阻む社会的障壁の除去・軽減に取り組むことで、社会参加活動の促進を図ります。
- 行政サービスにおける合理的配慮の提供をより確実に行い、民間事業者等については合理的配慮についての周知・啓発に努めます。
- 施設・交通機関のバリアフリーの推進に引き続き取り組みます。

③ 困難を抱える市民に対する情報提供・学習支援

- 困難を抱える市民に対する保障されるべき権利や利用できる社会支援についての情報提供に取り組みます。
- 就労・子育て・介護等さまざまな場面における自らの権利の保障と利用可能な社会資源、権利侵害への対処について学ぶ機会を提供します。
- 特に支援を必要とする人に対する学習機会の提供を推進します。

(2) 人権にかかわる総合的な相談窓口の整備

① 人権にかかわる相談窓口の整備

- 人権にかかわる問題について身近に相談でき、迅速に適切な保護・救済が受けられる体制を整備するとともに、茨木市人権センター、いのち・愛・ゆめセンター、人権擁護委員などの相談窓口を広く周知し、適切な相談窓口へ誘導できる仕組みづくりを進めます。
- 女性、高齢者、子ども、障害者、性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）等に関する各種の相談窓口を整備するとともに、相談窓口間の相互連携と府内連携の確保により、相談者のニーズに的確に対応できる総合的な体制の整備を進めます。
- 個別の課題に関する相談では十分に対応できない、複合的・分野横断的な問題について、相談者が十分な支援を受けられるよう、総合的な人権問題に関する相談窓口を整備します。
- 相談の際の傾聴・受容・共感といったスキル等相談員の知識・技能の向上と、関係部局との密接な連携により、相談の質の向上を図ります。
- 相談者のニーズに応じ、多言語や手話・筆談等による相談の保障に努めます。

② 庁内外の連携の推進

- 専門機関や当事者団体等との連携により、より専門性の高い相談を提供できる体制を整備します。
- 国や大阪府の機関との連携により、本市だけでは十分に対応できない課題について、ニーズに応じた支援が受けられるよう努めます。
- 相談事例とその対応について、関係部局・機関や専門家等との連携・協議の場を確保し、情報共有と相談対応の向上に取り組みます。
- 幅広い人権相談における利用可能な社会資源の不足や地域課題等について、連携・協議の場での議論を踏まえた政策提言の仕組みづくりについて検討します。

③ 相談事例等を通じた実態把握

○人権にかかわる相談事例の収集・分析から、人権問題に関して、特にどのような課題があり、どのような支援が求められているかについての実態把握に努めます。

○特に相談が多く、取組が求められる人権課題について、大阪府・近隣自治体と連携しながら、教育・啓発と人権救済・保護の両面から事業への反映を図ります。

(3) 人権救済・保護体制の充実

① 人権救済・保護体制の強化

○高齢者・子ども・障害者等を対象とした虐待の防止・救済の体制を整備します。

○D V・ストーカー行為等の防止に加え、「茨木市配偶者暴力相談支援センター」では、被害者支援を行う等、女性等に対する暴力の根絶に向けて、総合的、計画的に取り組みます。

○インターネットにおける人権侵害への対応や個人情報の保護について、国・大阪府と連携して取り組みます。

② 関係機関との連携の強化

○相談窓口と人権保護・救済のための機関との適切な連携を推進します。

○行政機関及びN G O・N P O・当事者団体等からなる人権相談機関ネットワーク※の活用を推進します。

③ 地域における人権侵害の防止と保護・救済

○児童虐待・D V、ストーカー行為等の防止のための地域における啓発・情報提供を行います。

○子どもの犯罪被害・加害の防止と、関係者の支援に取り組みます。

④ 就労の場における人権侵害からの保護・救済

○セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の人権侵害からの保護・救済のための相談支援を行います。

○アルバイト・パートタイムを含む労働者の権利保障を支援します。

⑤ 各種生活支援サービスや福祉サービスの充実

○基本的人権を保障するための福祉サービスの確保と充実に取り組みます。

○貧困・格差の再生産の防止に向けた取組を進めます。

○各種相談機関の相互連携や庁内組織・専門機関との連携を推進します。

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

① 人権行政の確立

- すべての行政分野において人権尊重のまちづくりの基本理念を踏まえ、総合的な施策の推進に取り組むため、「茨木市人権擁護対策推進委員会※」のもと、人権施策の全市的な推進に取り組みます。
- 人権問題について深い認識と実践力を持った本市職員を養成するための研修体制を整備するとともに、日頃から人権感覚を豊かにするため、全職員が積極的に人権問題について学び、日常の仕事を通じて自ら実践することで、人権の大切さが市民に正しく理解されるよう努めます。
- 人権の観点からの施策評価を推進します。
- 本市職員における性、年齢、文化、障害の有無等の多様性の確保に努めます。

② 連携体制の強化

- 人権にかかわる問題の広がりと複雑化、多様化、複合化を考慮して、庁内全体の連携体制の構築を進めます。
- 人権擁護の取組において、関係部局・機関が連携しやすい体制づくりを進めるとともに、全庁的な人権課題の共有と、相互に連携した施策の展開に努めます。
- 人権侵害にかかる問題が発生した場合は、迅速に適切な保護・救済措置が図れるよう国・大阪府の人権救済機関との連携・協力に努めるとともに、啓発活動等を推進します。

③ 人権施策推進の拠点としての「いのち・愛・ゆめセンター」の整備

- 平成29年（2017年）3月の人権尊重のまちづくり審議会・いのち・愛・ゆめセンターありかた検討部会「茨木市立いのち・愛・ゆめセンターのあり方について」の答申を踏まえ、人権施策推進の拠点として、いのち・愛・ゆめセンターを整備し、社会的課題を発見するため、きめ細かな相談・支援などの専門的な運営体制の構築、要支援者の自立支援や人権啓発による人権尊重のまちづくりの発信に努めます。

(2) 市民・地域との連携

- 市民の自主的な学習活動や、地域住民主体の活動の促進を図るために、さまざまな社会教育施設や生涯学習施設と連携しながら、身近な人権教育・学習の場の充実を図ります。

- 茨木市人権センター※、茨木市人権地域協議会※等と連携し、人権問題にかかわる取組を企画立案し、実施していくリーダーやボランティアなどの人材養成、活用に努めるとともに、人権啓発や相談事業の充実に向け、茨木市人権擁護委員会をはじめとする各種団体とのネットワーク機能を生かし、市民の人権意識向上を図ります。
- 市民が身近な地域において人権教育・啓発に参加することができるよう、茨木市人権啓発推進協議会※と連携し、「人権草の根運動」の組織として、小学校区を単位とした地区人権啓発推進委員会の活動や結成促進の取組支援に努めます。
- 施策の企画・実施・評価への反映にあたって、人権課題の当事者の立場や視点、経験を生かし、尊重するため、当事者及び当事者団体の参画・協働の促進を図ります。

(3) 企業・民間団体との連携

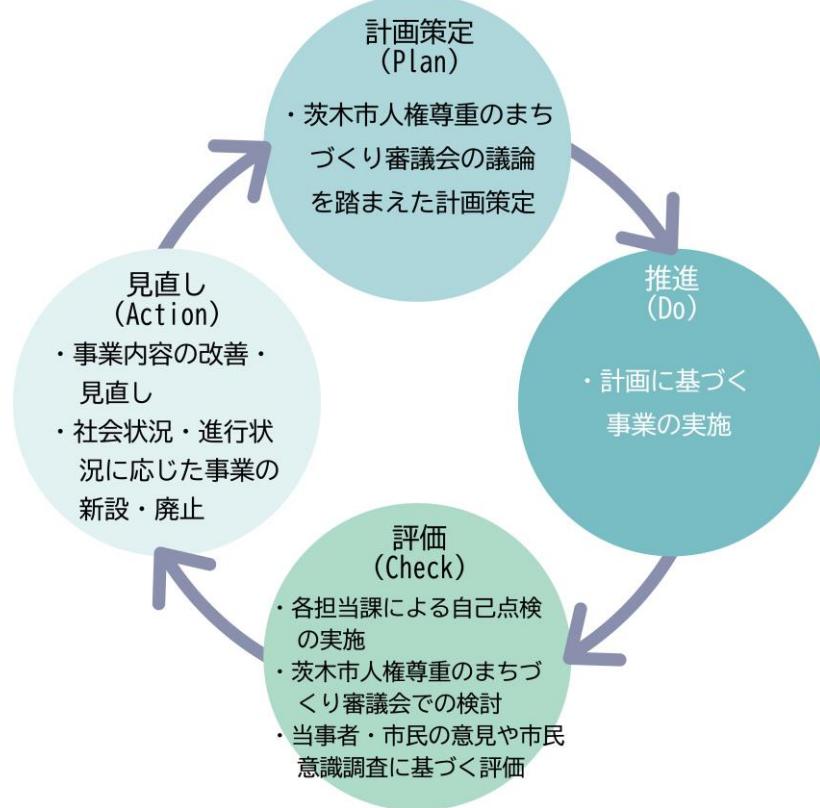
- 企業や民間団体等に自主的な人権教育・啓発の取組の充実を促すとともに、その実施を支援し、適切な助言や情報提供等に努めます。
- 個々の相談窓口では対応が困難な場合や、専門的な対応ができる相談窓口で対応することが適切な場合には、他の適切な相談窓口へつなげることができるよう、各相談窓口の連携に努め、人権を侵害された被害者に対し実効的な救済を図ります。
- 人権施策の総合的で効果的な実施を図るために、一般財団法人大阪府人権協会※や茨木地区人権推進企業連絡会※、N G O・N P Oなどの民間団体と、その性格や役割の違いを踏まえつつ、連携の強化に努めます。

2 計画の評価と進行管理

(1) P D C A サイクルによる計画の進行管理

- 本計画の進行状況については、各担当課の事業実施状況を、人権・男女共生課において毎年度とりまとめ、実施状況を市ホームページ等で公開するとともに、茨木市人権尊重のまちづくり審議会に報告します。
- 各担当課における自己点検、茨木市人権尊重のまちづくり審議会における意見、市民・当事者からの意見や、国・大阪府の施策の状況、社会経済状況の変化等を踏まえ、基本理念の実現に向けた事業の改善・見直しや新設・廃止を行います。
- 人権施策における当事者の意見の反映について、工夫をしながら機会の充実を図ります。

計画の進行管理におけるP D C A サイクル



(2) 施策の充実・改善のための評価手法の検討

- 人権に関する施策の継続的な充実・改善に向け、事業評価のあり方について、その視点や指標を検討し、適正・明確化を図ります。
- 事業の実施にあたっては、評価・改善に資する情報・データの収集と記録に努め、検証・評価が可能な体制の整備に努めます。

資料編

1 茨木市人権尊重のまちづくり条例

平成 10 年 12 月 24 日
茨木市条例第 27 号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。また、個人として尊重され、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理である。

しかしながら、今日もなお、社会的身分、人種、民族、信条、性別、障害などによる人権侵害が存在している。

あらゆる差別をなくし、子どもや高齢者等すべての人の人権が尊重された明るいまちづくりは、私たちすべての願いである。

人権尊重の機運が国際的にも高まる中で、世界人権宣言及び日本国憲法の理念並びに茨木市人権擁護都市宣言の趣旨にのっとり、私たち一人ひとりの人権が尊重された、豊かで住みよいまちをめざし、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関する施策について、市の責務を明らかにするとともに、人権施策を総合的に推進し、もってすべての人の人権が尊重された、明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、施策を実施するに当たって人権尊重のまちづくりに資するよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

(人権文化の創造)

第3条 市は、市民及び事業者と連携をとりながら、効果的な手法により、地域、学校、職場、家庭などあらゆる場での啓発活動を促進して人権意識の高揚を図り、日常生活に人権尊重の理念が根づいた、人権という普遍的文化の創造に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第4条 市は、国及び大阪府との連絡調整を緊密に行うとともに、市民及び事業者との協働により、人権尊重のまちづくりを積極的に推進する体制の充実に努めるものとする。

(人権尊重のまちづくり審議会)

第5条 第1条の目的を達成するため、茨木市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

3 審議会の会議は、原則として公開する。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 茨木市人権尊重のまちづくり審議会規則

平成 10 年 12 月 24 日

茨木市規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨木市人権尊重のまちづくり条例（平成 10 年茨木市条例第 27 号）第 5 条の規定に基づき、茨木市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)市民

(2)学識経験者

(3)人権関係団体等から推薦された者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

5 会長は、審議会に諮り、会議を非公開とすることができます。

(部会)

第 6 条 審議会に、特別の事項に関する調査又は審議を分掌させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民文化部において処理する。

(秘密の保持)

第 8 条 審議会の委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退い

た後も同様とする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年規則第 14 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年規則第 18 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 26 号）

この規則は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（同年規則第 37 号）

この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 21 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年規則第 20 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 2 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、公布の日から施行する。

3 茨木市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	備 考
会長	今西 幸蔵	高野山大学 特任教授
副会長	熊本 理抄	近畿大学 人権問題研究所 教授
	三浦 欣子	市民公募
	井上 しょうじょ	市民公募
	稻田 黙	茨木市人権センター
	辻本 元衛	茨木市自治会連合会
	尾山 洋惠	茨木障害フォーラム
	永野 友也	茨木地区人権推進企業連絡会
	安田 美千代	茨木市老人クラブ連合会
	柴原 浩嗣	一般財団法人大阪府人権協会
	藤澤 由紀夫	茨木市P T A協議会
	入交 享子	茨木市人権擁護委員会
	橋長 克雅	茨木市人権教育研究協議会

4 策定経過

実施日	調査・会議等	内容
令和3年7月8日	令和3年度第1回茨木市人権尊重のまちづくり審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○会長及び副会長の選出について ○審議会の公開について ○スケジュールについて ○人権問題に関する市民意識調査について
令和3年10月7日	令和3年度第2回茨木市人権尊重のまちづくり審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○人権問題に関する市民意識調査について ○第2次茨木市人権施策推進計画推進状況報告書について ○いのち・愛・ゆめセンター事業概要について
令和3年11月11日～ 令和3年11月22日	茨木市人権問題に関する市民意識調査の実施	
令和4年2月1日	令和3年度第3回茨木市人権尊重のまちづくり審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○人権問題に関する市民意識調査集計の途中報告について
令和4年3月22日	令和3年度第4回茨木市人権尊重のまちづくり審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○いのち・愛・ゆめセンターの事業報告について ○人権問題に関する市民意識調査結果の報告について
令和4年7月20日	令和4年度第1回茨木市人権尊重のまちづくり審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○スケジュールについて ○第2次茨木市人権施策推進計画の改定について
令和4年10月12日	令和4年度第2回茨木市人権尊重のまちづくり審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次茨木市人権施策推進計画の改定について ○第2次茨木市人権施策推進計画推進状況報告書について ○いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要について
令和4年12月21日	令和4年度第3回茨木市人権尊重のまちづくり審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次茨木市人権施策推進計画の改定について
令和5年2月22日	令和4年度第4回茨木市人権尊重のまちづくり審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次茨木市人権施策推進計画の改定について

5 用語説明

本文中で「※」と表示された用語の説明です（50音順）。

■あ行

アウティング

本人の同意なく、その人の性的指向や性自認に関する情報を第三者に暴露すること。

茨木市人権啓発推進協議会

人権について、身近な問題として取り上げ、学び合い、あらゆる差別をなくし、人権が守られた豊かで住みよいまちづくりをめざす組織であり、目的に賛同する団体、機関及び個人から組織されている。

人権意識の普及・高揚に関する啓発活動や、社会同和教育の推進と同和問題に関する研修会や学習会等の開催、女性・障害者・在日外国人問題及び子どもや高齢者に関すること、人権問題にかかる研修会や学習会の開催、人権問題に関する資料の収集、作成及び配布等を行っている。

茨木市人権センター

茨木市における人権尊重のまちづくりをめざし、地域や福祉、人権関係の諸団体が参画し、取組を展開する。

差別のないまちづくりを通じて、すべての人の人権が尊重される豊かで住みよいまちの実現をめざす。

各種人権研修会・人権啓発人材養成等の実施、人権に取り組む個人や団体への支援、

人権情報の提供、各種人権侵害の相談業務を行う。

茨木市人権地域協議会

一般財団法人大阪府人権協会及び茨木市

人権センターと連携し、その指導と支援を受け、大阪府及び茨木市における同和問題解決のための施策をはじめ人権施策に協力し、差別のない人権尊重のコミュニティの実現に寄与することを目的とした協議会。

地域住民の自立支援、相談、地域交流、人権啓発活動等を行っている。

茨木市人権擁護対策推進委員会

同和問題をはじめとする人権意識の高揚をはかり、人権対策を総合的かつ効果的に推進するための委員会。

人権擁護対策に係る基本的事項に関すること、差別事件に係る調査結果及びその対策案について、各所管部から報告を受け決定すること、人権啓発の基本的事項に関すること、差別身元調査事件に関するることを所管する。

茨木地区人権推進企業連絡会

会員事業所の「公正採用選考人権啓発推進員」が、あらゆる人権問題の理解と認識を深めながら、自社における公正な採用選考システムを確立することや事業所内での人権研修実施等を奨励することを目的としている。

企業の相互連携を図り、企業の立場から主体的に人権問題に関して幅広い啓発活動を進めるため、公正採用選考人権啓発推進員設置事業所等が結集し、自主的な組織とし、昭和 54 年 7 月に設立。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重と、障害者の能力開発及び社会参加の促進のために、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ教育のあり

方。障害者権利条約においては、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、障害に応じた「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

エンパワメント

「力を引き出すこと」を意味し、個々人が本来持っている能力、行動力、自己決定能力を引き出し、社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在となること。

大阪府人権協会

同和問題をはじめ被差別・社会的マイノリティにかかる人権問題を中心とする諸問題に関する事業を行い、もって人権尊重の社会づくりに寄与することを目的とした一般財団法人。

人権意識の普及や高揚を図るための人権教育・啓発、差別や人権侵害にかかる相談及び救済、社会的援護を必要とする人たちの自立・自己実現を図るために支援、人権問題等にかかる取組を推進するための行政機関や関係団体との協力、連携等のネットワーク構築、人材養成を行っている。

■か行

家庭教育学級

児童をもつ保護者が、家庭教育の重要性を認識し、家庭において子どもの育成をはかるために必要な知識と技能を学習する学級。

合理的配慮

「障害者の権利に関する条約」(障害者権

利条約)においては、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整で、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と規定されており、合理的配慮を否定することは差別に含まれるとされている。

障害者が就労しやすいように職場環境や勤務条件を調整したり、意思疎通のために手話通訳を置くなどが例としてあげられるが、同様の考え方を、例えば妊娠中の女性の就労条件への配慮や、外国人のコミュニケーションにおける配慮等に拡大することが可能であり、人権の保障と差別の問題に取り組む上で重要な概念である。

■さ行

災害時における要配慮者

災害対策基本法において、国及び地方公共団体が防災上必要な措置を取る事が求められている、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

識字・日本語学習

学齢期に文字の読み書きを十分に学べなかつた人や、主に海外の出身者で日本語を十分に使えない人による、読み書きや日本語の学習。

社会的障壁

「障害者基本法」第2条により、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されている。

人権相談機関ネットワーク

大阪府内の人権にかかる相談を受け付けている相談機関のネットワーク。

人権デュー・ディリジェンス

強制労働やハラスメントなど、企業活動における人権への影響について特定し、予防・軽減、対処、情報共有を行うこと。

人権擁護都市宣言

世界では、「世界人権宣言」を契機に、人権に関する諸条約を批准し、人権確立に向けて地球的規模で取組みが進められ、人権尊重は世界の潮流となっている。

このような背景のもとに、日本国憲法で保障された基本的人権は、不断の努力があってこそ保持できるものであり、市民と市が一体となって人権擁護に取組んでいくため“人権が守られた豊かで住みよい都市づくり”に向けて「人権擁護都市宣言」を市議会の議決を得て平成7年（1995年）3月28日制定した。

人権擁護委員

人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考え方を広める活動をしている民間ボランティア。法務大臣から委嘱され、全国の市区町村に配置されて、人権擁護活動を行う。

スクールカウンセラー

(S C : School Counselor)

児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者として、公立学校等に配置され、児童生徒へのカウンセリングや教職員・保護者への助言等を行い、児童生徒の心の悩みの深刻化やいじめ・不登校等の問題行動等の未然防止、早期発見・

早期対応を図る。

スクールソーシャルワーカー

(S S W : School Social Worker)

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働き掛けて支援を行う者として、教育委員会や学校等に配置される職員。

ステイグマ

負の表現、負の烙印。権力の下で一部の属性にラベリング（レッテルを貼ること）し、ステレオタイプ（固定観念）なイメージを持つことで、偏見や差別が起きる状態をいう。

性的マイノリティ

(セクシュアル・マイノリティ)

性的少数者のこと。代表的な、レズビアン（Lesbian、女性同性愛者）、ゲイ（Gay、男性同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual、両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender、生まれたときに割り当てられた性に苦痛や違和感を感じる、又はその性にとらわれない性のあり方を持つ人）の頭文字をとって、L G B Tと総称されることもある。

セクシュアル・ハラスメント

いわゆる「性的嫌がらせ」のことで、相手方の意に反した性的な性質の言動を行い、その対応によって仕事をするうえで一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。被害は男女どちらにも起こり得るが、

圧倒的に女性が被害を受けることが多い。学校内での主に教師から児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントをスクール・セクシュアル・ハラスメントという。セクシュアル・ハラスメントは大学や地域社会などでも起きている。

ソーシャル・インクルージョン

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う、包摶型社会をめざす理念。「社会的包摶」とも訳される。

S O G I (ソジ)

すべての人の性のあり方を表すことばとして、「性的指向」(Sexual Orientation)「性自認」(Gender Identity)の頭文字をとったもの。

■た行

地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、P T A、N P O、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動。

デジタル・ディバイド

通常「情報格差」と訳され、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。

同和問題

同和問題（部落差別）とは、日本社会の

歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上でさまざまな差別を受けるなど、日本固有の重大な人権問題。

ドメスティック・バイオレンス

(D V : Domestic Violence)

配偶者間、又は恋人など親密な関係にある者から受ける暴力をいう。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力を含む。ドメスティック・バイオレンスは男女の力関係の不均衡、性別役割分担意識などを背景とした社会的な問題であり、人権侵害である。

■は行

バリアフリー

高齢者や障害者の歩行、住宅等の出入りを妨げる物理的障がいがなく、動きやすい環境をいう。または、物理的な障壁を取り除くことだけでなく、障害者を取り巻く生活全般に関連している制度的、心理的または情報活用等における障壁（バリア）を取り除く（フリー）こと。

パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為。

ピアカウンセリング

同じ立場や悩みを持つ人同士が、同じ仲間として対等な立場で行われる相談や支援。ピアサポートと呼ばれることがある。

ビジネスと人権

近年、企業による人権尊重の必要性について国際的な関心が高まっており、国連人権理事会では「ビジネスと人権に関する指導原則」が支持され、また、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に当たっては、人権の保護・促進が重要な要素と位置付けられている。

こうした背景の下、令和2年（2020年）10月に、「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020－2025）」が策定され、同計画では、今後政府が取り組む各種施策や企業活動における人権デュー・ディリジェンスの導入・促進への期待が表明されている。

複合差別

例えば、障害があること、日本で生活する外国人であること、同和地区出身者であることなどに加え、女性であることさらに複合的に困難な状況におかれるように、ひとりの当事者において複数の属性に起因する差別や困難が重なること。

ヘイトクライム

憎悪犯罪。ヘイトスピーチにより引き起こされる、嫌がらせ、脅迫、暴行などの犯罪行為。

ヘイトスピーチ

憎悪表現。人種・民族・国籍・性・宗教等に基づく社会的少数者について、その権利の否定や差別・排除を主張又は正当化するような表現行為。

■ま行

マタニティ・ハラスメント

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）で禁止されている妊娠・出産・産休・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱い。または、妊娠・出産する女性や、産休・育休を取得する人に対し、それを理由として、または必要な配慮を行わずに精神的・身体的苦痛を与える行為や、職場環境を悪化させて妊娠・出産をしにくくさせる行為。

メディア・リテラシー

次の3つを構成要素とする、複合的な能力のこと。

1. メディアを主体的に読み解く能力。
2. メディアにアクセスし、活用する能力。
3. メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的（インタラクティブ）コミュニケーション能力。

■や行

ヤングケアラー

法令上の定義はないが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話・介護などを日常的に行っている18歳未満の子どもとされている。

■ら行

リカレント教育

学校教育からいったん離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すこと。

いや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、若年期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。

リスクリング

新しい職業に就くために、あるいは、今 の職業で必要とされるスキルの大幅な変化 に適応するために、必要なスキルを獲得す ること、また、させること。

リベンジポルノ

元交際相手や元配偶者の性的な写真・動 画等を、インターネット上で本人の許可な く不特定多数の人に公開する性的嫌がらせ を意味し、オンライン上のセクシャルハラ スメント、又はオンラインいじめの形態の 一種とみなされている。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

(性と生殖に関する健康と権利)

平成6年（1994年）にカイロで開催され た国際人口・開発会議において提唱された 概念。今日、女性の人権の重要な一つとし て認識されており、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子ど もを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で 満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子 孫が健康に生まれ育つことなどが含まれて おり、また、思春期や更年期における健 康上の問題等生涯を通じての性と生殖に 関する課題が幅広く議論されている。

■わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。一人ひとりがやりが

茨木市民憲章

わたくしたち 茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

昭和 41 年（1966 年）11 月 3 日制定